

事業承継について
考えたことがありますか？



中小企業の 事業承継



泉大津商工会議所

発刊にあたり

戦後のわが国経済発展の基礎となった中小企業の多くは、事業承継の時期を迎えています。

この様な中、平成20年5月に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が成立し、翌年4月に施行されました。

(それに伴い、「納税猶予制度」(租税特別措置法)や民法も一部改正されています)

しかしながら、その内容を理解するには難解な点も多くあり、本所としては、事業承継を促進する上で、この法律内容を広く会員の方々に知っていただくため、「中小企業の事業承継」と題して、会議所ニュースにて紹介する事になりました。

その連載は、平成21年6月号から始まり、平成22年12月号までの19ヶ月間の連載となりました。

今後も多くの方に参考資料としてご活用いただきたく、この度の完結を記念して小冊子としてまとめ発刊する運びとなりました。

この間の執筆は、本所監事の榎本善夫税理士にお願いし、たいへんご尽力を頂きました。深く感謝を申し上げます。

平成23年3月

泉大津商工会議所

= 目 次 =

第1章 経営承継円滑化法

1. はじめに 1
2. 経営承継円滑化法について 2
3. Q & A 5

第2章 納税猶予制度（相続税）

1. 納税猶予制度について（相続税） 7
2. 事業継続要件について 13
3. 非上場株式等について 14
4. 納税猶予税額の計算について 18

第3章 納税猶予制度（贈与税）

1. 制度の概要について 21
2. 相続時精算課税制度との関係について 21
3. 納税猶予税額の計算について 23

第4章 事業承継

1. 事業承継の方法について 24
2. 後継者について 26
3. 自社株対策について 28
 - 1) 会社法の視点 28
 - 2) 税法の視点 29

第5章 ケーススタディ

1. ケース①（相続税、納税資金） 30
2. ケース②（株式の移転、遺留分と生命保険） 31
3. ケース③（債務超過会社の遺産分割） 33

第6章 まとめ

1. 最 後 に 35
2. 参考文献等 36

事業承継について
考えたことがありますか？

中小企業の事業承継について

～「経営承継円滑化法」「相続税・贈与税の納税猶予制度」を中心として～

第1章 経営承継円滑化法

1. はじめに

会社であれ個人事業であれ、いつかは「事業承継」の問題に直面せざるを得ない、避けては通れない問題です。それほど重要であり、かつ「1つの事業」を承継する作業は、多方面から考えざるを得ない複雑な問題でもあります。

では、何を「承継」するのか。大分すると① その事業が所有する財産。② その事業の経営（権）。③ その事業で働く人材。次に、誰に「承継」するのか。

① 親族、② 従業員等、③ M&A、④ 廃業) です。

これらの背景として、以下のような問題があります。

① 経営者の高齢化

資本金10億円以上の企業の経営者交代の平均年齢は、過去20年来63歳前後で推移していますが、資本金1000万円以下の企業の場合、約53歳から57歳へと上昇しています。

② 後継者不在

また、20数年以上前は、中小企業の後継者の約8割は子息・子女でしたが、5年前には約4割に減少しています。

③ 相続（税）問題

中小企業経営者の多くはオー

ナー経営者ですので、自社株式や事業用資産の大半を所有している場合が多く、相続（税）問題が生じます。

また、視点を変えると、

④ わが国の企業の大半が中小企業であり、雇用の70%を占めていることを考えると、事業承継の円滑化は一企業の問題だけではなく、地域経済の活力を維持し、雇用の確保にも繋がる重要な問題でもあります。

本稿では、事業承継に関心のある方や事業承継について悩んでおられる方と一緒にこの問題を考えて行きたいと思います。ただ、専門的な表現はなるべく使用せずに分りやすく進めて行きたいと思いますので、あいまいな表現や中途半端な表現にならないところもあと思っています。また、専門的なあるいは手続きの詳細な部分は説明を省いている所もあります。この点、実際に事業承継を実施されるにあたっては十分に専門家と相談される事をお願いします。

<事業承継へ取組みは早めに>

「1. はじめに④」でも言いましたが、事業の承継で一番問題になるのは、相続（税）問題です。

いつ（贈与・相続時精算課税・相続・譲渡）誰に（遺留分）何

を（経営（権））いくらで（株式や土地等の評価・キャッシュフロー）承継するのか。これらの難問を（ ）内の事を考えながら解決して行かなければなりません。もう少し具体的に言うと、事業承継をそもそも誰に承継させるのか（後継者の決定）。子供であれば、生前に考えるのか、それとも相続が発生してから考えるのか。事業承継は早期に計画的に取り組むのがベストです。

<相続を想定してシミュレーションを>

では、生前に考えるとして、生前贈与だけを考えれば良いのか。相続時精算課税制度の利用も併せて考える必要もあります。子供たちにバランスよく相続をさせられるのか。後継者だけに偏ることはないのか。遺留分は大丈夫なのか。そうすると、相続を想定してシミュレーションを作成することも必要でしょう。それには、自社の株式の評価や土地の評価も必要です。キャッシュフローも当然考えなければなりません。後継者を他人と考えるなら、贈与するのか譲渡するのか。今時の流行りで言えばMBO（※1）やEBO（※2）もありえます。従業員や親しい他人に後継者が見あたらなければ、M&Aも視野に入れなければなりませんし、そうすると、最悪の事態（廃業）もありえます。

<経営承継円滑化法が成立>

そして、これらの難問の解決策のひとつとして、また事業承継が円滑に進むように、平成20年5月に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下、「経営承継円滑化法」とする）が成立し、平成21年

3月に「非上場株式等についての相続税の納税猶予制度」「非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度」（以下、「納税猶予制度」とする）が成立しました。

事業承継を考える際に、もちろん「経営承継円滑化法」「納税猶予制度」だけを考える必要は

ありません。また、それだけでは最適な対応策が見つかるとは思いません。ひとつの選択肢が出来た！と思って下さい。

(※1) MBO【Management Buy-out】
経営陣買収

(※2) EBO【Employee Buy-Out】
従業員買収

2. 経営承継円滑化法について

「経営承継円滑化法」は、①その対象になる中小企業者の定義等、②経済産業大臣の確認・遺留分に関する民法の特例、③(金融)支援措置の3章から成っています。

(金融)支援措置とは、会社あるいは個人である中小企業者(認定中小企業者の代表者)が、株式・その他資産取得の必要性、納税資金の必要性等がある場合に、経済産業大臣の認定を受け、金融支援(融資)を受けやすく

する制度のことですが、本稿ではこれ以上は立ち入りません。

「経営承継円滑化法」で定義する「中小企業者」を表示すると以下(図1)のようになります(経営承継円滑化法第2条、同法施行令)。

<遺留分に関する民法の特例>

しかし、第2章の「遺留分に関する民法の特例」の対象となる「特定中小企業者」は、この「中小企業者」のうち、一定期間以上継続して事業を行っているものとして経済産業令で定め

る要件(3年以上継続して事業を行っていること)に該当する会社(※3)の事です(経営承継円滑化法第3条、同法施行規則第2条)。

(※3)ここで注意するのは、「中小企業者」は会社・個人が対象ですが、「特定中小企業者」は会社が対象です。また、「会社」ですので「医療法人」等は該当しません。

遺留分とは、一定の相続人が存在するときは、遺言によっても侵害することができない遺産の一定割合のことをいいます。よく、遺留分とは法定相続分の半分とされている方がいますが、それは正確ではありません。民法上、遺留分算定の基礎となる金額(基礎財産)は、以下のとおりです。

基礎財産 = 相続開始時の(積極)財産 + 贈与 - 負債 + 特別受益
(民法第903条等)

図2(3頁)を使って説明していきます。

この例で言うと、Aが甲保有のX社株式をすべて相続した場合、B、Cの遺留分を侵害していることとなり、遺留分減殺請求権の対象となります。その結果、後継者が贈与を受け、ある

(図1)

業種	資本金 又は 従業員数
製造業その他	3億円以下 300人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下 900人以下
卸売業	1億円以下 100人以下
小売業	5千万円以下 50人以下
サービス業	5千万円以下 100人以下
ソフトウェア 情報処理サービス業	3億円以下 300人以下
旅館業	5千万円以下 200人以下

いは相続した株式が相続人間で分散してしまう可能性が生じ、後継者は、ある種の重荷を負いながら事業を承継することになります。もちろん、民法上遺留分の事前放棄制度（民法第1043条）や寄与分制度（民法第904条の2）がありますが、家庭裁判所の許可が必要等不安定・不確定な制度と言わざるを得ません。

まさに、そこが「代表者の死亡等に起因する経営の承継がその事業活動の継続に影響を及ぼす」（経営承継円滑化法第1条）訳であり、そこで「経営承継円滑化法」に「民法の特例」が出来た訳です。

① 除外合意

（経営承継円滑化法第4条1項1号）

「旧代表者の推定相続人は、そのうちの一人が後継者である場合には、その（推定相続人）全員の合意をもって、書面により」除外合意（旧代表者から後継者が贈

与を受けた株式について、その価格を基礎財産から除外する合意）が出来ます。ここで、旧代表者とは、特例中小企業者の代表者であった者で、その推定相続人に株式を贈与した者であり（同法第3条2項）、後継者とは、推定相続人のうち、上記の株式の贈与を（直接あるいは間接に）受けた者です（同法第3条3項）。ただし、この除外合意の対象株式を除いた残りが議決権の50%を超える場合には、除外合意は出来ません。図2で説明しますと、5年前に贈与したX社株式を、その当時の時点で合意により基礎財産から除外（除外合意）しておけば、遺留分侵害の問題は起こらないということです。

② 固定合意

（経営承継円滑化法第4条1項2号）

第1章（1頁）に規定された株式について、基礎財産価額を合意時の価額とする合意のこと

を固定合意と言います。ただし、この「合意時の価額」は、税理士・公認会計士・弁護士等によって証明されたもの（※4）でなければなりません。図2で説明しますと、5年前に贈与したX社株式価額を、その時点で1億円に合意しておけば（固定合意）、これも遺留分侵害の問題は起こらないということです。

（※4）実際には「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」（平成21年2月中小企業庁）に基づいた評価をすることになると思います。

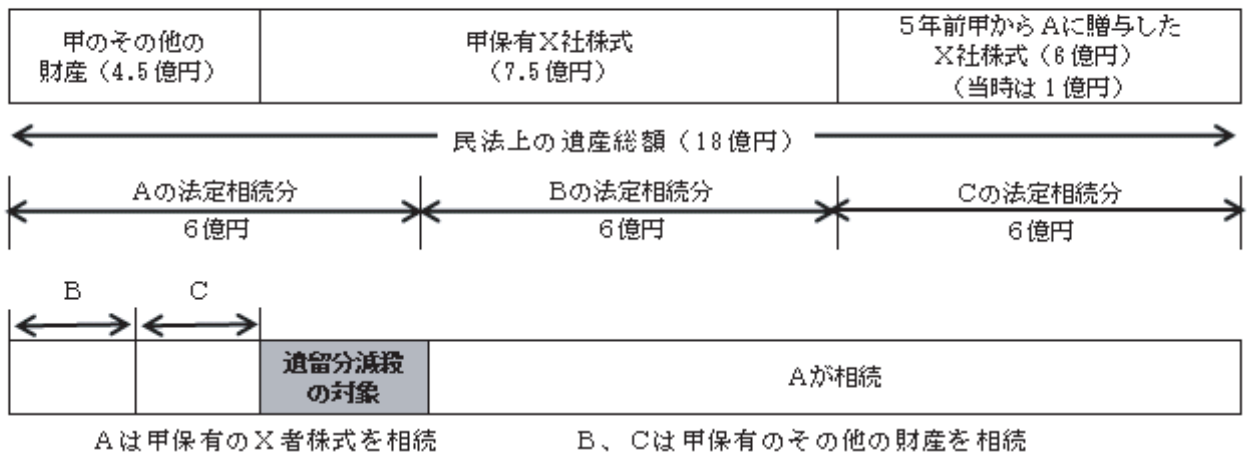
「先代（旧代表者）がしっかりとっている時に合意を全部しておきたい」「早めの計画・行動をしたい」場合に利用する制度だと思います。形式的には当事者ではない先代が目を光らせ後継者がイニシアティブを取って合意するといった状況をイメージして下さい。

【図2】

（例）【被相続人】甲：X社先代経営者

【推定相続人】A：X社後継者（Aは相続財産以外の自己所有財産は無いものとする）

B，C：非後継者



③ 追加合意

(経営承継円滑化法第5条)

「除外合意」「固定合意」は、あくまで“株式等”の合意ですが、その他の財産はどうかと言うと、「追加合意」という謂わばオプションとしての合意が出来ます(除外合意のみ)。ただし、あくまで「除外合意」「固定合意」ありきですので、たとえば株式等の贈与の合意をしないで、現金贈与だけの合意をするのはダメです。これは経営承継ではありませんから。

④ その他

さて、「除外合意」「固定合意」は and / or の関係ですので、それぞれの合意を単独行っても、20%部分は除外合意で、30%部分は固定合意といった形でも使えます。

いずれかの合意をした後、株式等が下落した場合はどうなるか。これは後継者の自己責任です。そもそも後継者になることすなわち、会社の実情を知り会社を良くしようとしてなるわけですから、その時点で非後継者

より情報が多く(ある種インサイダーみたいなものです)、かつ後継者となり自分の才能・努力で頑張るといった決意の表れが、前回言った「後継者がイニシアティブをとって」と言うことですから、そこに見込み違い等があっても、それは自己責任なのです。

後継者にも上記のようなリスクはあるものの、非後継者は泣き寝入り?という疑問があると思います。サラリーマンになった者、嫁に行った者達にとっては、一見極めて不利だと思いません。「何か腑に落ちないけど先代(多くの場合は父親)が同意しているし〜(ぶつぶつ〜)」状態です。

そこで「経営承継円滑化法」では、こういう事態を想定して、「(除外合意固定合意)をする際に、併せて「推定相続人間の衡平を図るための措置」を定めることが出来る事とされ、旧代表者から贈与等により取得した後継者以外の推定相続人の財産の価額を遺留分を算定するための

価額に算入しないことが出来ませぬ(経営承継円滑化法第6条)。

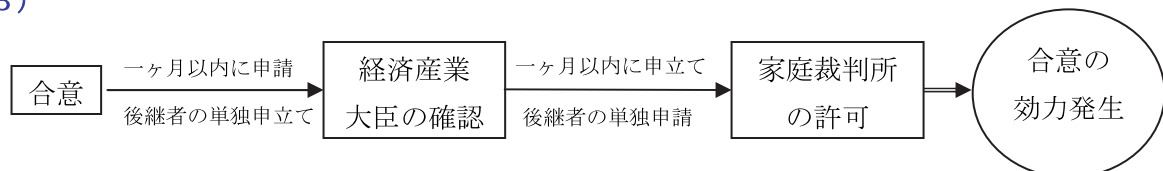
この辺のところも、前回言った「先代が目を光らせて〜」と合わせて、よく理解すべき事と思います。

＜経済産業大臣の確認＞—民法特例の手続き—

何らかの形で合意が成立したとします。でもそれだけでは効力は発生しません。効力が発生するためには、それなりの手続きが必要となります。それを表わしたのが、図3です。(経営承継円滑化法第7条、同施行規則第3条4項)。また、確認申請書と家事審判申立書のひな形は、図4・図5(5頁)です。

以上が＜遺留分に関する民法の特例＞の概略です。読者の皆様(お読み頂いている方がいらっしゃるれば嬉しいのですが)の中には疑問点のある方やあるいは、こういう場合はどうなる?といった方々がいらっしゃると思います。そこで、第1章(1~5頁)までの疑問点をQ&A方式で取り上げたいと思います。

(図3)



経済産業大臣の確認の内容 (経営承継円滑化法第7条1項参照)

- ・当該合意が経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること
- ・申請者が後継者の要件に該当
- ・合意の対象となる株式を除くと、後継者が議決権の過半数を確保できないこと
- ・後継者が合意の対象となった株式を処分した場合、旧代表者の生存中に後継者が代表者として経営に従事しなくなった場合に非後継者がとる措置の定めがあること

様式第1 遺留分に関する民法の特例に係る確認申請書 (図4)

年 月 日

経済産業大臣名 殿

住所 氏名 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第7条第1項の確認を受けたいので、別紙その他の必要書類を添えて申請します。

(この用紙は必ず普通紙にコピーして使用してください。感熱紙のまま使用すると文字が消えてしまいます。)

(図5) 受付印

家事審判 申立書 事件名()

家事調停

この欄に収入印紙をはる。
1件について甲類審判 800円
乙類審判1, 200円
調停1, 200円

(はった印紙に押印しないでください。)

収入印紙 円
子納郵便切手 円
子納登記印紙 円

準口頭 関連事件番号 平成 年(家)第 号

家庭裁判所 申立人(又は法定代理人など)の署名押印

御中 印

平成 年 月 日 印又は記名押印

添付書類 申立人の戸籍謄本 通 相手方の戸籍謄本 通

申立人

本籍 都道府県

住所 〒 - 電話 () () 方

連絡先 〒 - 電話 () () 方

フリガナ氏名 大正 昭和 年 月 日生 平成

職業

※ 本籍 都道府県

住所 〒 - 電話 () () 方

連絡先 〒 - 電話 () () 方

フリガナ氏名 大正 昭和 年 月 日生 平成

職業

(注) 太枠の中だけ記入してください。 ※の部分は、申立人、相手方、法定代理人、事件本人又は利害関係人の区別を記入してください。

(別紙)

特例中小企業者

会社所在地

会社名

代表者の氏名

設立日 年 月 日

資本金の額又は出資の総額(*) 円

株式上場又は店頭登録の有無(*)
ア 株式を上場又は店頭登録している。
イ 株式を上場又は店頭登録していない。

主たる事業内容(*)

総株主又は総社員の議決権の数(*) 個 常時使用する従業員の数(*) 人

旧代表者

住所

氏名

代表権の有無(*) あり / なし(退任日 年 月 日)

後継者

住所

氏名

電話番号

保有議決権数及び割合(*) 個(%)

旧代表者との続柄

後継者以外の推定相続人 目録記載のとおり。

合意の内容

チェック欄	合意をした事項	添付書類
	旧代表者の推定相続人間の合意が特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること。	
	法第4条第1項第1号の規定による合意 左記合意の対象とした株式等に係る議決権の数	個
	法第4条第1項第2号の規定による合意 左記合意の対象とした株式等に係る議決権の数及び価額	個 円
	法第4条第3項の規定による合意	
	法第5条の規定による合意	
	法第6条第1項の規定による合意	
	法第6条第2項の規定による合意	

出典 (図4: 中小企業庁 http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/080905zigyou_shi2.pdf)
(図5: 裁判所 <http://www.courts.go.jp/saiban/tetuzuki/syosiki/pdf/00kazisinpan.pdf>)

3. Q & A

Q1. 念の為ですが、個人事業主は関係ないですよね?

A1. ややこしいですが、これは分けて考える必要があります。第1章の2項でも少し触

れましたが「経営承継円滑化法」第2条の「中小企業者」には個人事業主も含まれますが同法第3条の「特例中小企業者」には含まれません。すなわち「民法特例」は会社だけで、本稿ではあまり触れて

いない「金融支援」には個人事業主も含まれ、次回以降に述べる「納税猶予制度」も相続税・贈与税という個人に関する制度ですが、その前提はあくまで会社の株式です。

Q2. 金融支援措置を知りたいのですが、何処に問合せをすればよいですか？

A2. どのような支援を受けたいかにも拠りますが、(株)日本政策金融公庫（旧中小企業金融公庫と旧国民生活金融公庫）、(株)商工組合中央金庫（旧商工組合中央金庫）、全国信用保証協会連合会等でしょう。

Q3. 事業承継を検討している場合、何歳ぐらいからが良いのでしょうか？また時系列では何をすべきでしょうか？

A3. 難しい問題で、一概には言えないですが、次のような考え方をされては如何でしょうか。経営承継円滑化法は「親から子へ」という一代限りの

承継ではなく、「子から孫」さらに次の世代へとといった長い期間を想定しているものと思います。また相続税・贈与税の納税猶予制度との関連も考えなければなりません。時系列で言うなら、そもそも承継にふさわしい会社なのか？から始まり、現行定款の見直し、株主構成、取引先・金融機関との関係等々、形式・実質上のあらゆることを考える必要があります。そして、何度か申し上げた「先代が睨みを利かせて」「後継者がイニシアティブを取って」ということも

合意書

旧代表者Aの遺留分を有する推定相続人であるB、C及びDは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下、単に「法」という）に基づき、以下のとおり合意する。

（目的—法7条1項1号）

第1条 本件合意は、BがAからの贈与により取得したY社の株式につき遺留分の算定に係る合意等を行うことにより、Y社の経営の承継の円滑化を図ることを目的とする。

（確認—法3条2項及び3項）

第2条 B、C及びDは、次の各事項を相互に確認する。

- ① AがY社の代表取締役であったこと。
- ② B、C及びDがいずれもAの推定相続人であり、かつ、これらの者以外にAの推定相続人が存在しないこと。
- ③ Bが、現在、Y社の総株主（但し、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く）の議決権〇〇個の過半数である〇〇個を保有していること。
- ④ Bが、現在、Y社の代表取締役であること。

（除外合意、固定合意—法4条1項1号及び2号）

第3条 B、C及びDは、BがAからの平成〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得したY社の株式〇〇株について、次のとおり合意する。

- ① 上記〇〇株うち□□株について、Aを被相続人とする相続に際し、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない。
- ② 上記〇〇株うち△△株について、Aを被相続人とする相続に際し、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を〇〇〇〇円（1株あたり☆☆☆円。弁護士××××が相当な価額として証明をしたもの。）とする。

（衡平を図るための措置—法6条）

第4条 B、C及びDは、Aの推定相続人間の衡平を図るための措置として、次の贈与の全部について、Aを被相続人とする相続に際し、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことを合意する。

- ① CがAから平成〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得した現金1,000万円
- ② DがAから平成〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得した下記の土地 〇〇所在〇〇番〇〇宅地〇〇㎡

（後継者以外の推定相続人がとることができる措置—法4条3項）

第5条 Bが第3条の合意の対象とした株式を処分したときは、C及びDは、Bに対し、それぞれ、Bが処分した株式数に〇〇〇万円を乗じて得た金額を請求できるものとする。

- 2 BがAの生存中にY社の代表取締役を退任したときは、C及びDは、Bに対し、それぞれ〇〇〇万円を請求できるものとする。
- 3 前二項のいずれかに該当したときは、C及びDは、共同して、本件合意を解除することができる。
- 4 前項の規定により本件合意が解除されたときであっても、第1項又は第2項の金員の請求を妨げない。

（経済産業大臣の確認—法7条）

第6条 Bは、本件合意の成立後1ヵ月以内に、法7条所定の経済産業大臣の確認の申請をするものとする。

- 2 C及びDは、前項の確認申請手続に必要な書類の収集、提出等、Bの同確認申請手続に協力するものとする。

（家庭裁判所の許可—法8条）

第7条 Bは、前条の経済産業大臣の確認を受けたときは、当該確認を受けた日から1ヵ月以内に、第3条及び第4条の合意につき、管轄家庭裁判所に対し、法8条所定の許可審判の申立をするものとする。

- 2 C及びDは、前項の許可審判申立手続に必要な書類の収集、提出等、Bの同許可審判手続に協力するものとする。

ここに示したのは合意書のイメージです。実際の合意のときは、資産の内容や遺留分権利者の人数などの状況に十分に配慮しながら、当事者間で話しあってまとめることが肝心です。その際には、税理士・弁護士などの専門家によく相談することをお勧めします。

考え併せると、余裕を持った期間が必要ではないでしょうか。そのためには、何より健康が必要ですが・・・

Q4. 経済産業大臣の確認の有効期間はありますか？確認の内容は変更できますか？

A4. 「確認」そのものには有効期間は無いと思われませんが、確認から1ヶ月以内に家庭裁判所に申し立てをして許可を受けて初めて「民法特例の合意」が効力を発しますので、「確認」「許可」がセットと考えて下さい。「確認」の内容の変更は原則として出来ませ

ん。また、偽りその他不正の手段により確認を受けたときは、確認が取り消されることもあります。

Q5. 「除外合意」「固定合意」の効力が失われるのはどういふ時ですか？また合意を解除することは可能ですか？

A5. 効力が失われるのは次の事由です（経営承継円滑化法第10条）。① 経済産業大臣の確認が取り消されたこと（同条1項）② 旧代表者の生存中に後継者が死亡した場合等（同条2項）③ 合意の当事者以外の者が新たに旧代表者の推定相続人

となったこと（同条3項）④ 合意の当事者の代表者が旧代表者の養子となったこと（同条4項）。解除は同意した全員で解除することは可能と思います。また、後継者が合意の対象とした株式を処分したとき等の他の推定相続人がとることができる措置に関する定め（同法第4条3項）で、解除を定めたときにも解除は可能となります。

Q6. 民法特例の「合意書」の雛形はありますか？

A6. 6頁のとおりです。

（出典 中小企業庁ホームページ）

第2章 納税猶予制度（相続税）

1. 納税猶予制度について（相続税）

いよいよ、納税猶予制度に入ります。この制度は経営承継円滑化法が成立した際、その附則第2条で「経営の承継に伴い、その事業活動に支障が生じることを防止するため、相続税の課税について必要な措置を講ずるものとする」と定められたことによるもので、贈与税の納税猶予と合わせて、平成21年3月に租税特別措置法（以下措置法とする）が改正されました。

<経済産業大臣の確認>

この制度では、まず一定事項について、相続開始前に経済産

業大臣の「確認」を受けていることが適用条件になります（経営承継円滑化法施行規則第14条、15条参照）。

確認事項は以下のとおりです。なお、この「確認」は、民法の特例（経営承継円滑化法第7条）の「確認」とは異なりますので、ご注意ください。

一 当該中小企業者が会社であること。

ここで言う「中小企業者」とは、第1章（2頁）の図1として示したものを言います。

二 当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当しないこと。

三 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者（2人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「特定後継者」とい

う。）がいること。

イ 当該中小企業者の代表者（代表者であった者を含む）が死亡又は退任した場合における新たな代表者の候補者であって、当該代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により当該代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を取得することが見込まれるもの。

「確認」の時点で後継者が代表者に就任していないケースのことです。

ロ 当該中小企業者の代表者であって、当該中小企業者の他の代表者（代表者であった者を含む）から相続若しくは遺贈又は贈与により当該中小企業者の株式等及

び事業用資産等を取得することが見込まれるもの。

「確認」の時点で後継者が既に代表者に就任しているケースです。

四 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者であって、その親族に特定後継者がいるもの（以下「特定代表者」という）。

イ 当該中小企業者の代表者（前号イの代表者又はロの他の代表者に限り、代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ）であって、同族関係者と合わせて50%超の議決

権を有し、かつ、その代表者が同族関係者（特定後継者を除く）内で筆頭株主であること。

確認申請の時点で代表者であるケースです。

ロ 当該中小企業者の代表者であった時において、その代表者であった者が、同族関係者と合わせて50%超の議決権を有し、かつ、同族関係者（特定後継者を除く）内で筆頭株主であったこと。

確認申請の時点で代表権を有していないケースです。

五 特定代表者が有する当該中

小企業者の株式等及び事業用資産等について、特定後継者が支障なく取得するための具体的な計画を有していること。

六 当該中小企業者に、特定後継者の相続が開始した場合に、新たに特定後継者となることが見込まれる者（特定代表者又は特定後継者の親族のうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下同じ）がいること。

七 前各号に掲げる要件のほか、中小企業者が経済産業大臣の指導及び助言を特に必要としていること。

様式第14	
施行規則第15条第2項の規定による確認申請書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
会社所在地 会社名 代表者の氏名	
印	
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第15条第1項の確認を受けたので、下記のとおり申請します。	
記	
1 会社について	
主たる事業内容	
資本金の額又は出資の総額	円
常時使用する従業員の数	人
2 特定後継者について	
氏名	
住所	
会社における地位	
申請者の特定代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得することが見込まれる申請者の株式等及び事業用資産等の内容	
3 特定代表者について	
確認申請日における総株主等議決権数	(a) 個
氏名	
住所	
代表者であった時期	年 月 日から 年 月 日まで
特定後継者との続柄	

確認申請日における同族関係者との保有議決権数及び割合の合計	(b) + (c)	個
	((b) + (c)) / (a)	%
確認申請日における保有議決権数及び割合	(b)	個
	(b) / (a)	%
確認申請日における同族関係者	(c)	個
	(c) / (a)	%
(注) 以下は確認申請日において、特定代表者が施行規則第14条第4号イに該当する場合には空欄とする。		
代表者であって、同族関係者と合わせて申請者の総株主又は総社員の議決権の数の100分の50を超える数を有していた時期(*)	年 月 日から 年 月 日まで	
(*)の時期における株主等議決権数	(d)	個
(*)の時期における同族関係者との保有議決権数及び割合の合計	(e) + (f)	個
	((e) + (f)) / (d)	%
(*)の時期における保有議決権数及び割合	(e)	個
	(e) / (d)	%
(*)の時期における同族関係者	(f)	個
	(f) / (d)	%
4 新たに特定後継者になることが見込まれる者について		
氏名		
住所		
会社における地位		
特定後継者又は特定代表者との続柄		
申請者の特定代表者又は特定後継者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得することが見込まれる申請者の株式等及び事業用資産等の内容		
(備考)		
1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。		
2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。		
3 申請書の写し及び施行規則第15条第2項各号に掲げる書類を添付する。		
(記載要領)		
1 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。		
2 「同族関係者」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。		
3 「新たに特定後継者になることが見込まれる者」については、該当する者がいない場合に記載しない。		

出典：中小企業庁（様式第14）
 下記 URL からもご覧いただけます (P110~P112)。
http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/shoukei_manual.pdf

なお、この確認申請の様式は、様式第14（8頁下表）として示されています（経営承継円滑化法施行規則第15条参照）。

<確認不要制度>

次のいずれかに該当する場合には、「確認」を受けることなく、相続開始後の経済産業大臣の「認定」を受けることができます。

- ① 当該被相続人が60歳未満で死亡した場合
- ② 当該代表者（後継者）が、当該被相続人の死亡の直前において当該中小企業者の役員であった場合であって、当該被相続人の死亡の直前において

当該代表者が有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数と相続（公正証書による遺言によって当該中小企業者の株式等につき遺産の分割の方法が定められたものに限る）又は遺贈（公正証書による遺言によって特定の名義で行われたものに限る）により取得した当該株式等に係る議決権の数の合計数が総株主等議決権数の100分の50を超える数であるとき。

- ③ 平成20年10月1日から平成22年3月31日までの間に、中小企業者の代表者（後継者）の被相続人に相続が開始した場合で、その相続開始

の日前に、その代表者が役員に就任していたこと、または、その相続開始の日前に、被相続人から株式等または事業用資産等の贈与を受けていたこと（経営承継円滑化法施行規則第6条、同附則2条）。

左記③は新制度の経過措置です。

この条文はもとより、以下の説明においても紙面の関係、あるいは分かりやすさの観点から、かなり概略の説明となっています。それでも、条文中心になりますが、お付き合い下さい。なお、具体的に事業承継を考える際にはくれぐれも慎重に対処して下さい。

<被相続人の要件>

相続税の納税猶予制度の対象となる被相続人は、以下のいずれにも該当する者です（経営承継円滑化法施行規則第6条1項八ト(6)参照）。

相続開始直前において① その被相続人の同族関係者と合わせて50%超の議決権を有していたこと。② その被相続人が同族関係者（当該中小企業者の経営承継相続人となる者を除く）内で筆頭株主であったこと。③ 経済産業大臣の確認を受けた特定代表者であること。ただし、前回説明した確認不要制度の適用がある場合には、この要件はありません。また、旧措置法（特定同族会社株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例）が廃止されることから平成21年3

月31日までの間の経過措置が設けられています。

<相続人の要件>

この納税猶予制度の適用を受けるためには「経営承継相続人等」でなければなりません。

その要件とは、① 会社の代表者であること。② 相続開始の直前において被相続人の親族であること。③ 相続開始の時ににおいて経営承継円滑化法における経済産業大臣の認定（同法第12条1項の認定）を受けた一定の中小企業者の発行済株式等について、本人と同族関係者で50%超を保有していること。④ 本人が有する当該株式に係る議決権数が同族関係者内でトップであること。⑤ 相続開始時から、その相

続に係る相続税の申告期限まで当該中小企業者の株式のうち納税猶予の適用を受けようとするすべてを保有していること。⑥ 相続開始時において特定後継者であり、かつ、相続開始直前において役員であったこと。

<経済産業大臣の認定>

相続開始8ヶ月以内に、経済産業大臣の「認定」を受けることが相続税の納税猶予制度の適用要件となります。

- ① まずは、（認定対象となる）会社の要件を満たさなければなりません。
- ② 被相続人並びに相続人の要件を満たさなければなりません。これらは、上記<被相続人の要件><相続人の要件>

と同じです。

<認定対象となる会社の要件>

① 相続開始の時以後において、上場会社等、大法人等又は風俗営業会社(※5)に該当しないこと。

(※5) パチンコ・ゲームセンター等は対象となります。

② 相続開始の日の属する事業年度の直近の事業年度末における資産の価額の総額に占める次に掲げる資産(以下「特定資産」という)の価額の合計額の割合が100分の70以上である会社(以下「資産保有型会社」という)に該当しないこと(図6)。

「特定資産」とは、① 有価証券および持分(実質子会社株式を覗く) ② 当該中小企業者が現に自ら使用していない不動産 ③ ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利(事業の用に供することを目的として有するものを除く) ④ 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石(事業の用に供することを目的として有するものを除く) ⑤ 現預金(当該代表者及び当該代表者に係る同族関係者に対する貸付

金及び未収金を含む)

③ 相続認定申請基準事業年度(相続開始の日の属する事業年度及びその相続開始の日の属する事業年度から相続認定申請基準日(相続開始の日から5ヶ月を経過する日)の翌日の属する事業年度までの各事業年度のことにいづれにおいても総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が100分の75以上である会社(以下「資産運用型会社」という)に該当しないこと(図7)。

④ 相続認定申請基準事業年度にいづれにおいても総収入金額が零を超えること。
⑤ 相続開始の時において、常時使用する従業員(※6)の数が1人以上であること。

(※6) 役員は含まれない。使用人兼務役員は含まれる。

⑥ 相続開始の時以後において、特別子会社が上場会社等、大法人等又は風俗営業会社に該当しないこと。

⑦ いわゆる拒否権付種類株式を発行している中小企業者においては、相続開始時以後において、その株式を経営承継相続人以外の者が有していないこと。

⑧ 相続認定申請基準日における常時使用する従業員の数が相続開始の時における従業員の数の80%以上であること。

(以上、経営承継円滑化法施行規則第6条1項セイ〜ヘ、同第9条2項三および九参照)

<資産保有型会社及び資産運用型会社の例外措置>

相続開始の日において、その中小企業者が次のすべての要件を満たす場合は、例外措置として認定の対象となります(要するに、形式より事業の実態を重視するという事です)。

① 常時使用する従業員の数が5人以上であること。

② 常時使用する従業員が勤務している事務所、店舗。工場等を所有し、または賃借していること。

③ 相続開始の日まで引き続き3年以上商品の販売等(資産の貸付、役務の提供等を含む)を行っていること。

「相続税の納税猶予制度の概要」(資料1)、「贈与税の納税猶予制度の概要」(資料2)を今回資料として掲載しました。先月号から開始した相続税並びに贈与税の納税猶予制度の説明の参考資料としてご使用いただければと思います。

(図6)

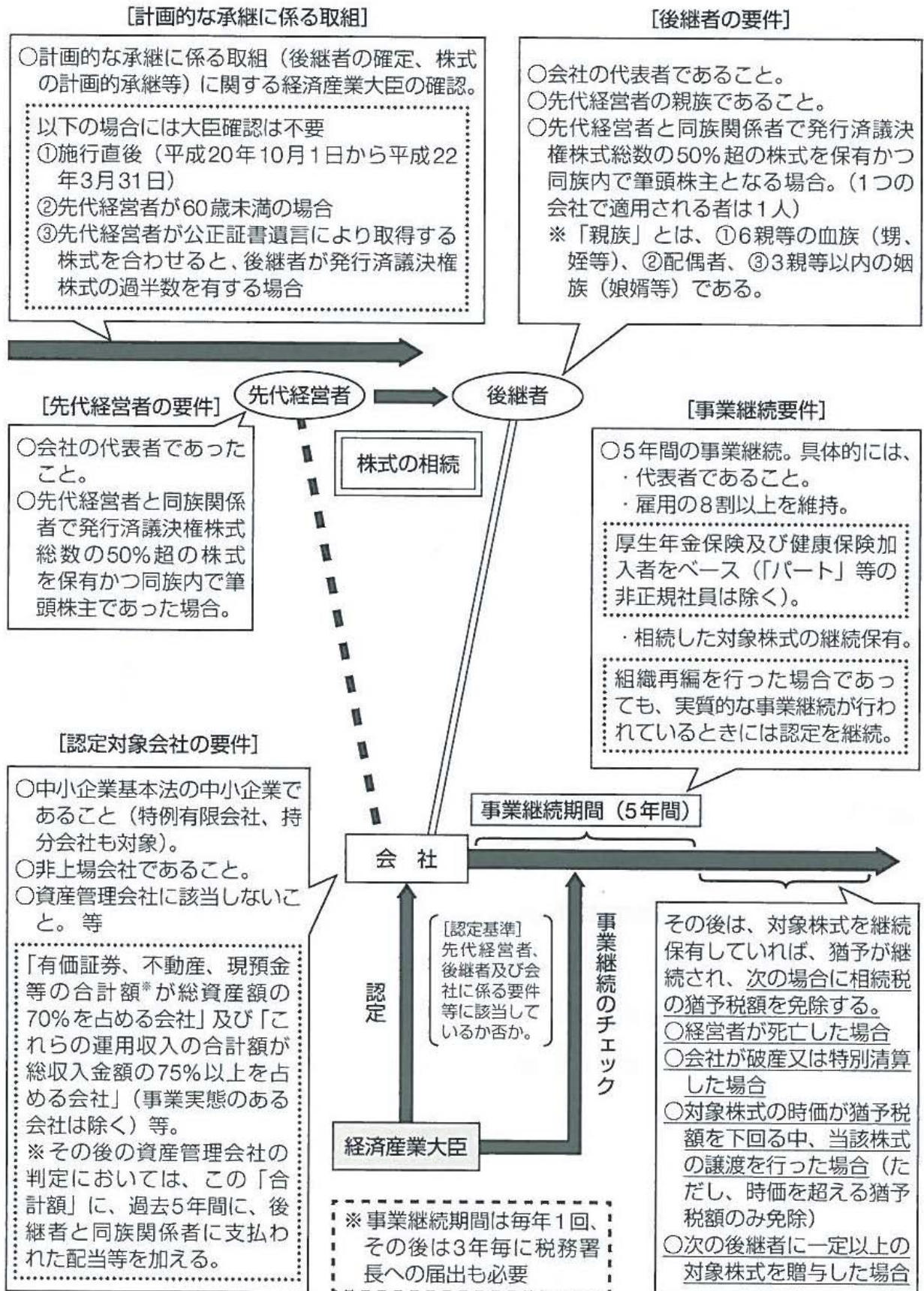
$$\text{資産保有型会社} = \frac{\text{特定資産の帳簿価額の合計額} + \text{前5年間に経営承継相続人とその同族関係者に支払われた配当等及び損金不算入役員給与の額}}{\text{総資産の帳簿価額} + \text{前5年間に経営承継相続人とその同族関係者に支払われた配当等及び損金不算入役員給与の額}} \geq 70\%$$

(図7)

$$\text{資産運用型会社} = \frac{\text{特定資産の運用収入の合計額}}{\text{総収入金額}} \geq 75\%$$

(資料1)

【相続税の納税猶予制度の概要】



(出典：中小企業庁 資料)

(資料2)

【贈与税の納税猶予制度の概要】

【計画的な承継に係る取組】

【後継者の要件】

○計画的な承継に係る取組（後継者の確定等）に関する経済産業大臣の確認。

○会社の代表者であること。
 ○先代経営者の親族*であること。
 ○20歳以上であり、かつ、役員就任から3年以上経過していること。
 ○後継者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主となる場合（1つの会社で適用される者は1人）。
 *「親族」とは、①6親等の血族（甥、姪等）、②配偶者、③3親等以内の姻族（娘婿等）である。

【先代経営者の要件】

○会社の代表者であったこと。
 ○役員を退任すること。
 ○先代経営者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主であった場合。

保有株式の一定以上の贈与

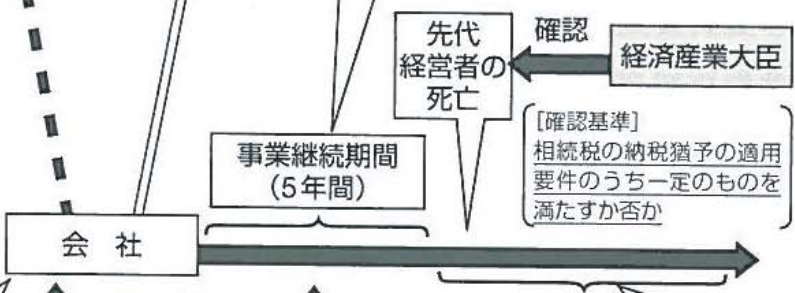
【事業継続要件】

○5年間の事業継続。具体的には、
 ・代表者であること。
 ・雇用の8割以上を維持。
 厚生年金保険及び健康保険加入者をベース（「パート」等の非正規社員は除く）。
 ・贈与した対象株式の継続保有。
 組織再編を行った場合であっても、実質的な事業継続が行われているときには認定を継続。

【認定対象会社の要件】

○中小企業基本法の中小企業であること（特例有限会社、持分会社も対象）。
 ○非上場会社であること。
 ○資産管理会社に該当しないこと。等

「有価証券、不動産、現預金等の合計額*が総資産額の70%を占める会社」及び「これらの運用収入の合計額が総収入金額の75%以上を占める会社」（事業実態のある会社は除く）等
 ※その後の資産管理会社の判定においては、この「合計額」に、過去5年間に、後継者と同族関係者に支払われた配当等を加える。



認定

【認定基準】先代経営者、後継者及び会社に係る要件等に該当しているか否か。

事業継続のチェック

経済産業大臣

※事業継続期間は毎年1回、その後は3年毎に税務署長への届出も必要

その後は、対象株式を継続保有していれば、猶予が継続。なお、贈与税の猶予税額の免除要件は、相続税の猶予税額の免除要件に加えて、「先代経営者の死亡」が含まれている。

この場合には、
 ①先代経営者から後継者に相続があったものとみなして相続税を課税し、
 ②①で課税された相続税の納税猶予の適用が可能

2. 事業継続要件について

<事業継続要件>

経済産業大臣からの認定を受けた中小事業者（特別相続認定中小事業者）は、毎年1回相続税の申告期限から5年間、相続報告基準日（相続税の申告期限の翌日から起算して1年を経過するごとの日）の翌日から3ヶ月以内に、一定の事項（代表者の氏名、常時使用する従業員の数、株主構成、認定会社の該当性等）を「年次報告書」により経済産業大臣に報告しなければなりません（第2章11頁の資料1 {事業継続要件} を参考にしてください）（経営承継円滑化法施行規則第12条第3項）。

<認定の取消し>

特別認定中小企業者が、その認定を取り消される場合として、経営承継円滑化法施行規則第9条第3項1号～20号に取消し事由が規定されています。

経営承継相続人の死亡・退任、その中小企業者が解散や上場等をした時がその事由ですが（詳しくは条文を参照）、一般によく言われているのは、「相続報告基準日において、常時使用する従業員の数が相続開始の日における常時使用従業員の数の80%未満となったこと」のうち、「常時使用従業員」の理解の仕方ですが、社会保険の被保険者資格の有無とほとんど一緒と考えれば良いと思います（但し、使用人兼務役員以外の役員の取り扱いには社会保険には加入出来

ますが、「常時使用従業員」には該当しません）（租税特別措置法施行規則第23の9条4項参照）。

なお、5年経過後も、継続適用の届出書を税務署長へ提出する必要がありますが、詳しくは、次号で述べます。

第2章（9頁）から亘って、納税猶予制度の内、相続税に関する要件と経済産業大臣の認定について述べてきましたが、次に贈与税に関する事柄について述べていきます。とは言え相続税で述べてきた事と似通っていますので、よく注意しながらお読み下さい。

<（贈与の場合の）当事者の要件>

贈与税の納税猶予制度の適用対象となる贈与者の要件は、以下のいずれにも該当する者です。贈与の直前において、① その贈与者の同族関係者と合わせて50%超の議決権を有していたこと、② その贈与者が同族関係者内で筆頭株主であったこと、③ 贈与の時において、経済産業大臣の確認を受けた特定代表者であること（相続の場合のような「確認不要制度」はありません）、④ 贈与の時以降において、その中小企業者の役員でないこと（経営承継円滑化法第6条1項7号ト⑥～⑧）。

<（贈与の場合の）受贈者の要件>

贈与税の納税猶予制度の適用対象になる受贈者（経営承継受贈者）は、贈与の時以降に、その中小企業者の代表者であって、以下のいずれのものも該当する

者です（経営承継円滑化法施行規則第6条1項7号ト①～⑤）。

① 贈与の時において、贈与者の親族であること、② 贈与により株式等を取得した代表者であること、③ 贈与の時以後において、その受贈者の同族関係者と合わせて50%超の議決権を有していること、贈与の時以後において、④ その受贈者が同族関係者内で筆頭株主であること、⑤ 納税猶予の適用を受けるもののすべてを有していること、⑥ 贈与の日において、20歳以上であること、⑦ 贈与の時において、経済産業大臣の確認を受けた特定後継者であり、かつ、贈与の日まで引き続き3年以上にわたり、その中小企業者の役員であること（筆者注：下線部分は相続税の納税猶予制度と異なる箇所です）。

<（贈与の場合の）経済産業大臣の認定>

株式の贈与の日の属する年の翌年1月15日までに、経済産業大臣の「認定」を受けることが贈与税の納税猶予制度の適用条件となります。

その認定基準は、① 会社の要件を満たすこと、② 贈与者の条件を満たすこと（左記<（贈与の場合の）当事者の要件>）、③ 受贈者の要件を満たすこと（上記<（贈与の場合の）受贈者の要件>）。

<（贈与の場合の）認定対象となる会社の要件>

基本の考え方は、相続の場合と同じですので、第2章（9頁）の<認定対象となる会社の要件

>の「相続」を「贈与」と読み替えていただければと思います。ご注意くださいのは、「贈与認定申請基準日」とは、贈与が1月1日から10月15日の場合は10月15日、10月16日から12月31日の場合は贈与の日であることです（経営承継円滑化法施行規則第6条1項7号ハ）。

<認定の対象となる株式の贈与>

非上場株式等の贈与が認定を受けられるのは、次の場合である（経営承継円滑化法施行規則第6条第1項7号チ）。① 贈与の直前において、贈与者が有していた株式等の数が、その中小企業者の発

行済株式の総数の3分の2から経営承継受贈者が有していた株式等の数を控除した残数以上の場合は、その控除した残数以上の数に相当する株式等の贈与、② ①以外の場合は、贈与者が贈与の直前に有していた株式等のすべての贈与。上記の①②の区分に応じ、または①②に定める贈与の場合。

<資産保有型会社及び資産運用型会社の例外措置>

相続の場合と同じである。「相続」を「贈与」と読み替えていただきたい（経営承継円滑化法施行規則第6条2項）。

<（贈与の場合の）事業継続要件>

これも、相続の場合と同じである。「相続」を「贈与」と読み替えていただきたい（経営承継円滑化法施行規則第12条1号）。

<（贈与の場合の）認定の取消し>

これも同様です。

「確認」「認定」「相続」「贈与」「要件」等、簡単ではありますが、同じような言葉でややこしいと思いますが、第2章（11～12頁）の資料を参考にさせていただいて、ご理解下さるようお願い致します。

3. 非上場株式等について

非上場株式等についての相続税の納税猶予制度

国税庁資料（平成21年4月）の「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例のあらまし」に図8、図9があります。本項の説明は、図8（16頁）を参考にしながら、お読み下さい。

<制度の概要>

この制度（税制）は、中小企業の実業家（初代）が、後継者（2代目）に対して経営権等の相続又は遺贈を行う場合に、円滑な事業承継を支援するための制度（税制）です。

① 後継者である経営承継相続人等が相続または遺贈により取得した、経営承継円滑化法に基

づき経済産業大臣の認定を受けている会社（認定承継会社※7）の非上場株式等について、担保を提供した場合に限り、その特例非上場株式等（※8）に係る課税価額の80%相当額に対応する相続税の納税を猶予する。

（※7）経営承継円滑化法第2条に規定する経済産業大臣の認定を受けた会社で、相続開始時において、次の要件のすべてを満たすものをいう（租税特別措置法70の7の2②一、同施行令48の8の2①）。

（※8）相続開始時における認定承継会社の発行済み株式等の3分の2に達するまでの部分。

イ その会社の常時使用従業員が1人以上であること。

ロ 資産保有型会社または資産運用型会社に該当しないこと。

ハ その会社及びその会社と特

別の関係のある会社の株式等が、非上場株式等に該当すること。

ニ その会社及びその会社と特別の関係のある会社が風俗営業会社に該当しないこと。

ホ 相続開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の総収入金額が、ゼロを越えること。

ヘ 拒否権付種類株式を経営承継相続人以外の者が所有していないこと。

この辺りは「経済産業大臣の認定」の基準等の定義と、ほとんどが重なります。しかし、上記ロの部分で、租税特別措置法は例外規定を多く設けていますので、実際の適用に当たっては、ご注意下さい。

② 経営承継相続人等が納税猶

予の対象となった非上場株式等を死亡時まで保有を継続した場合など、一定の場合には、その猶予税額の全額が納税免除となる。

③ 納税猶予制度の適用を受けた場合には、相続税の申告期限から5年間を「経営承継期間」とし、その間はいわゆる事業継続要件が課される。このため、経営承継期間内に経営承継相続

人等が代表者を退任したり、雇用の8割維持要件を満たさないなど、事業継続要件を欠くこととなった場合には、納税猶予に係る期限が到来し、その猶予税額の全額を利子税と併せて納付する。

④ 5年間の経営承継期間が経過した後は、事業継続要件は課されないが、納税猶予の対象となった非上場株式等の譲渡等が

あった場合には、その譲渡等をした株式等の価額が対応する納税猶予税額を利子税と併せて納付する（以上、租税特別措置法第70の7の2⑤五等参照）。

この制度は、平成20年10月1日以後に開始した相続に係る相続税から適用される（平成21年改正法の附則63②、なお附則65①に期限の特例あり）。

ここで、相続税の納税猶予制度における後継者である相続人の要件と先代経営者である被相続人の要件について、以下に纏めておきます（図16も参考して下さい）。

<事業継続要件>

5年間の経営承継期間のうちで、経営承継相続人や認定承継会社について、諸々の事由が発生した場合には、そこで納税猶

予が確定し、原則として、諸々の事由が生じた日から2ヶ月以内に利子税とともに納税猶予税額の全額を納付しなければなりません（租税特別措置法70の7の2③、同施行令48の8の2等）。

この辺りは、図9（17頁）に簡潔に纏められていますので、参考して下さい。また、<納税猶予継続中の届出><納税猶予税額の免除>についても、同様に参考して下さい。

<納税猶予制度の適用株式>

適用株式の範囲は、認定承継会社の発行済株式等の3分の2に達するまでの部分が納税猶予制度の対象となります（租税特別措置法第70の7の2①等）。

また、相続税の申告期限時において、いわゆる「未分割」の非上場株式等は、納税猶予制度は適用されません（租税特別措置法第70の2の2⑦）。

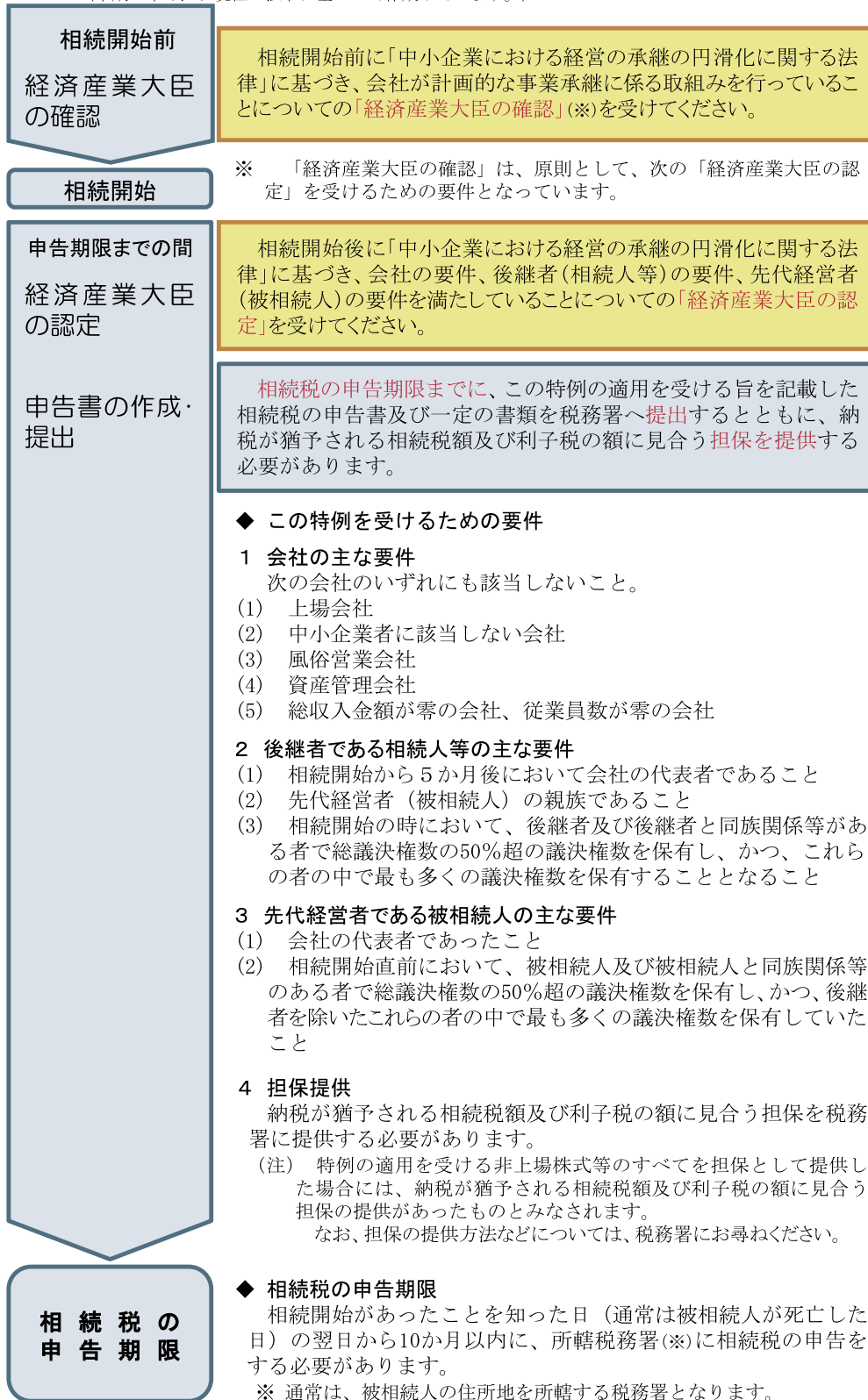
被相続人の要件	相続人(経営承継相続人等)の要件
① 相続開始前において、その認定承継会社の代表権を有していたこと。	① 相続開始の直前において、被相続人の親族であること。
② 相続開始の直前において、その被相続人の同族関係者と合わせて50%超の議決権を有していたこと。	② 相続開始の日から5か月を超過する日において、その認定承継会社の代表権を有していること。
③ 相続開始の直前において、その被相続人が同族関係者（経営承継相続人となる者を除く）内で筆頭株主であること	③ 相続開始の時において、その相続人の同族関係者と合わせて50%超の議決権を有すること。
(注) 被相続人が相続の開始の直前において、その認定承継会社の代表権を有していなかった場合には、代表権を有していた期間のいずれかの時点と相続開始の直前の双方において、①と②の要件を満たす必要がある。	④ 相続開始の時において、その相続人が同族関係者内で筆頭株主であること。
	⑤ 相続開始の時から相続税の申告期限まで、相続などにより取得した「特例非上場株式等」のすべてを有していること。
	⑥ 相続開始の時において、経済産業大臣の認定を受けた特例後継者であり、かつ、相続開始の直前において、その認定承継会社の役員であったこと。

①非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例

1 特例の要件や申告手続などの流れ

(平成21年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。)

(図8)



会社が「**経済産業大臣の確認**」及び「**経済産業大臣の認定**」を受けるための具体的な要件、並びにその手続については、最寄りの**地方経済産業局**にお尋ねください。

なお、「**経済産業大臣の認定**」を受けるためには、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。

また、**中小企業庁ホームページ**【www.chusho.meti.go.jp】においても関連する情報をご覧ください。

「**資産管理会社**」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が帳簿価額の総額の70%以上の会社やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社など一定の会社をいいます。

この特例の対象となる「**後継者**」は、**1つの会社につき1人**に限ります。

「**議決権数**」には、株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数等は含まれません。

平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間に相続が開始した場合の申告期限について

被相続人の遺産の中に非上場株式等が含まれており、かつ、その被相続人がその非上場会社の代表権を有していたなど一定の場合には、**相続税の申告期限が平成22年2月1日まで延長されます。**

①非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例

(図9)

申告期限

納税猶予期間中 非上場株式等 の継続保有

申告後も引き続き特例の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、特例の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、納税が猶予されている相続税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

◆ 納税が猶予されている相続税を納付する必要がある主な場合

(1) 下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税の全額と利子税を併せて納付します。

(2) 下表の「B」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税のうち、譲渡等した部分に対応する相続税と利子税を併せて納付します。

(注) 譲渡等した部分に対応しない相続税については、引き続き納税が猶予されます。

主な場合	申告期限後 5年以内	申告期限後 5年経過後
特例の適用を受けた非上場株式等についてその一部を譲渡等(贈与を含みます。)した場合	A	B
後継者が会社の代表者でなくなった場合	A	C (※)
一定の基準日において雇用の8割を維持できなくなった場合	A	C (※)
会社が資産管理会社に該当した場合	A	A

※ 「C」に該当した場合には、相続税を納付することなく引き続き納税が猶予されます。

「継続届出書」 の提出

引き続きこの特例の適用を受ける旨や会社の経営に関する事項等を記載した「継続届出書」を相続税の申告期限後5年間は毎年、5年経過後は3年ごとに所轄税務署へ提出する必要があります。

後継者の死亡等 「免除届出書」 の提出

後継者の死亡等があった場合には、「免除届出書」を提出することにより、その死亡等があったときに納税が猶予されている相続税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

◆ 納税が猶予されている相続税の納付が免除される主な場合

- 後継者が死亡した場合
- 申告期限後5年を経過した後に、この特例の適用を受けた非上場株式等を一定の親族に贈与し、その親族が「非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例」(6ページ参照)の適用を受ける場合

相続人等が被相続人から過去に一定の「特定受贈同族会社株式等」又は「特定同族株式等」の贈与を受けている場合において、一定の要件を満たすときには、これらの株式等については、この納税猶予の特例を選択することができます(5ページの「3」参照)。

「A」に該当した場合は、猶予された相続税の全額を納付することとなり、この特例の適用は終了します。

納税が猶予されている相続税の全部又は一部と利子税は、左表に掲げる場合となった日から2か月を経過する日(納税猶予期限)までに納付する必要があります。

なお、利子税の額は、相続税の申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間(日数)に応じた額となります。

「継続届出書」の提出がない場合には、猶予されている相続税の全額と利子税を納付する必要があります。

また、経済産業大臣の認定を受けた会社も申告期限後5年間は毎年、経済産業大臣に対し一定の書類を提出する必要があります。



4. 納税猶予税額の計算について

ステップ1から順次ステップ4まで計算をしていきます（下図参照）（租税特別措置法第70の7の2②五、同施行令40の8の2⑫～⑰）。なお、相続税法における一般的な相続税の計算方法の説明は省略しています。

＜事例1＞は、全員もしくは経営承継相続人が相続する内の自社株割合が少ない例です。結果として、経営承継相続人の納税猶予税額割合は、本来納付すべき税額のほぼ半分です。

＜事例2＞は、自社株割合が多い例です。こちらの場合、経営承継相続人の納税猶予割合は、本来納付すべき税額のほぼ

70%です。

＜事例3＞は、経営承継相続人に債務がある場合です。このケースでは経営承継相続人は債務をすべて引き継いでいます。この場合、経営承継相続人の納税猶予税額割合は、本来納付すべき税額と比べても3%強にすぎません。そこで、もし相続人間の相続割合を変更して、相続人Bがその他財産を3億円、債務を2億円相続し、経営承継相続人が自社株式を3億円、その他財産を6億円相続するようにしたらどうなるでしょうか。紙数の関係で細かい計算は省略しますが、納税猶予額が6,825万円となり、経営承継相続人の納税猶予税額割合も20%にな

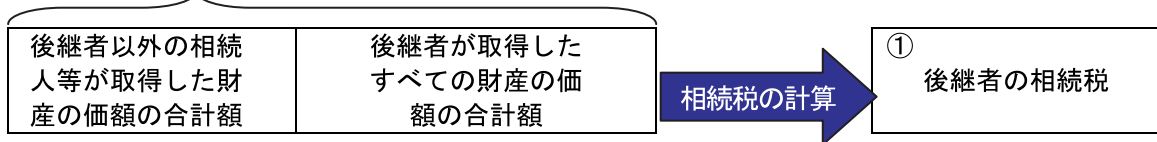
ります。

以上のように、事例によって、相続税の納税猶予制度を利用した場合の効果は異なるということは、ご理解して頂けたと思います。それだけに、この制度を利用するには詳細に亘っての検討と覚悟が必要です。

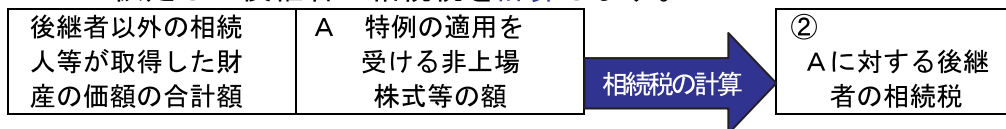
なお、過去に「特定受贈同族会社株式等」又は「特定同族株式会社等」の贈与を受けている場合、平成22年3月31日までに所轄税務署に一定の届出書を提出する等をして要件を満たす場合には、この納税猶予制度の特例を選択することが出来ましたが既にこの適用期限は過ぎています。

【納税が猶予される相続税などの計算方法】

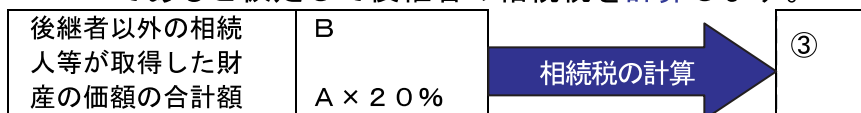
ステップ1 正味の遺産額に基づき後継者の相続税を計算します。



ステップ2 後継者が取得した財産が特例の適用を受ける非上場株式等のみであると仮定して後継者の相続税を計算します。



ステップ3 後継者の取得した財産が特例の適用を受ける非上場株式等の20%のみであると仮定して後継者の相続税を計算します。



ステップ4 「②の金額」から「③の金額」を控除した残額が「納税が猶予される相続税（④の金額）」となります。



◆ 特例の対象となる非上場株式等の数 (第2章 15頁参照)

「a」・・・後継者(相続人等)が相続等により取得した非上場株式等の数

「b」・・・後継者が相続開始前から保有する非上場株式等の数

「c」・・・相続開始直前の発行済株式等の総数

区分		特例の対象となる非上場株式等の限度数
イ	$a + b < c \times \frac{2}{3}$ の場合	後継者が相続等により取得した非上場株式等の数 (a)
ロ	$a + b \geq c \times \frac{2}{3}$ の場合	発行済株式等の総数の3分の2から後継者が相続開始前から保有する非上場株式等の数を控除した数 ($c \times \frac{2}{3} - b$)

(国税庁ホームページ資料より抜粋)

〈事例1の計算〉

(1) 前提条件：配偶者はいないものとする・子2人のみ

自社株式	1億円	⇒	相続人A	その他の財産	1億5,000万円
その他の財産	2億円		経営承継相続人B	自社株式	1億円
合計	3億円			その他の財産	5,000万円

(2) 各人の相続税額 **ステップ1**

3億円－基礎控除(5,000万円+1,000万円×2) = 2億3,000万円

2億3,000万円×法定相続分1/2 = 1億1,500万円

1億1,500万円×40%－1,700万円 = 2,900万円

2,900万円×2人 = 5,800万円

A 5,800万円×1億5,000万円/3億円 = 2,900万円

B 5,800万円×1億5,000万円/3億円 = 2,900万円

(3) 納税猶予額

① Bが対象株式のみで相続したとした場合

ステップ2

(1億5,000万円+1億円)－7,000万円

A B = 1億8,000万円

1億8,000万円×1/2 = 9,000万円

9,000万円×30%－700万円 = 2,000万円

2,000万円×2 = 4,000万円

4,000万円×1億円/2億5,000万円

= 1,600万円

② Bが対象株式の20%のみで相続したとした場合

ステップ3

(1億5,000万円+1億円×20%)－7,000万円

A B = 1億円

1億円×1/2 = 5,000万円

5,000万円×20%－200万円 = 800万円

800万円×2 = 1,600万円

1,600万円×2,000万円/1億7,000万円

= 188万2,300円

③ 猶予税額 1,600万円－188万2,300円 = 1,411万7,700円 **ステップ4**

(4) 各人の納付税額 A 2,900万円 B 2,900万円－1,411万7,700円 = 1,488万2,300円

〈事例2の計算〉

(1) 前提条件：配偶者はいないものとする・子2人のみ

自社株式	7億円	⇒	相続人A	その他の財産	2億円
その他の財産	3億円		経営承継相続人B	自社株式	7億円
合計	10億円			その他の財産	1億円

(2) 各人の相続税額 **ステップ1**

10億円－基礎控除(5,000万円+1,000万円×2) = 9億3,000万円

9億3,000万円×法定相続分1/2 = 4億6,500万円

4億6,500万円×50%－4,700万円 = 1億8,550万円

1億8,550万円×2人 = 3億7,100万円

A 3億7,100万円×2億円/10億円 = 7,420万円

B 3億7,100万円×8億円/10億円 = 2億9,680万円

(3) 納税猶予額

① Bが対象株式のみで相続したとした場合

ステップ2

(2億円+7億円) - 7,000万円
 A B = 8億3,000万円
 8億3,000万円 × 1/2 = 4億1,500万円
 4億1,500万円 × 50% - 4,700万円
 = 1億6,050万円
 1億6,050万円 × 2 = 3億2,100万円
 3億2,100万円 × 7億円 / 9億円
 = 約2億4,966万円

② Bが対象株式の20%のみで相続したとした場合

ステップ3

(2億円+7億円×20%) - 7,000万円
 A B = 2億7,000万円
 2億7,000万円 × 1/2 = 1億3,500万円
 1億3,500万円 × 40% - 1,700万円
 = 3,700万円
 3,700万円 × 2 = 7,400万円
 7,400万円 × 1億4,000万円 / 3億4,000万円
 = 約3,047万円

③ 猶予税額 約2億4,966万円 - 約3,047万円 = 約2億1,920万円 **ステップ4**

(4) 各人の納付税額 A 7,420万円 B 2億9,680万円 - 約2億1,920万円 = 約7,760万円

〈事例3の計算〉

(1) 前提条件：配偶者はいないものとする・子2人のみ

自社株式 3億円
 その他の財産 9億円 ⇒
 債 務 2億円

相続人B	その他の財産	1億円
経営承継相続人A	自社株式	3億円
	その他の財産	8億円
	債 務	2億円

(2) 各人の相続税額 **ステップ1**

11億円 - 2億円 + 1億円 - 基礎控除 (5,000万円 + 1,000万円 × 2) = 9億3,000万円
 9億3,000万円 × 法定相続分 1/2 = 4億6,500万円
 4億6,500万円 × 50% - 4,700万円 = 1億8,550万円
 1億8,550万円 × 2人 = 3億7,100万円
 A 3億7,100万円 × 9億 / 10億円 = 3億3,390万円
 B 3億7,100万円 × 1億円 / 10億円 = 3,710万円

(3) 納税猶予額

① Bが取得した対象株式から債務を控除した残額(特定価額)を課税価格とみなした場合

ステップ2

(3億円 - 2億円 + 1億円) - 7,000万円
 A B = 1億3,000万円
 1億3,000万円 × 1/2 = 6,500万円
 6,500万円 × 30% - 700万円 = 1,250万円
 1,250万円 × 2 = 2,500万円
 2,500万円 × 1億円 / 2億円
 = 1,250万円

② Bが対象株式の20%のみで相続したとした場合

ステップ3

(1億円 + 1億円 × 20%) - 7,000万円
 A B = 5,000万円
 5,000万円 × 1/2 = 2,500万円
 2,500万円 × 15% - 50万円 = 325万円
 325万円 × 2 = 650万円
 650万円 × 1億円 × 20% / 1億2,000万円
 = 108万円

③ 猶予税額 1,250万円 - 108万円 = 1,142万円 **ステップ4**

(4) 各人の納付税額 A 3億3,390万円 - 1,142万円 = 3億2,248万円 B 3,710万円

注 意

第2章(7頁)でも述べさせていただいたように、経済産業大臣の確認手続きを不要とする経過措置が平成22年3月31日までに開始した相続をもって終了となりますが、その旨が平成22年2月16日付けの経済産業省(中小企業庁)HPにアップされました。詳細は以下を参照して下さい。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2010/100216SouzokuEnd.htm>

第3章 納税猶予制度（贈与税）

1. 制度の概要について

<非上場株式に係る贈与税の納税猶予制度>

第1章から第2章まで「相続税の納税猶予制度」を説明してきましたが、第3章は「贈与税の納税猶予制度」（以下、「贈与税」とだけ表記します）です。「相続税の納税猶予制度」（以下、「相続税」とだけ表記します）の時と同様に国税庁資料を2回に渡って使用しますので、参考にしながらお読み下さい。

<制度の概要>

1. 経営承継円滑化法に基づく「経済産業大臣の確認」を受ける（第2章7頁参照）。
2. 非上場株式の贈与があること。
3. 経営承継円滑化法に基づく「経済産業大臣の認定」を受ける（第2章9頁参照）。
4. 贈与税の申告期限までに申告書及び一定の書類を税務署に提出し、贈与税額及び利子税に見合う担保を提供すること。この制度の適用を受ける非上場株式をすべて担保として提供した場合は、担保の提

供があったとみなされます。

<この制度の適用を受けるための要件>

1. 「会社の要件」は、「相続税」の場合と同じです（第2章16頁図8参照）。2. 「後継者である受贈者の要件」「先代経営者である贈与者の要件」については、図11（第3章22頁）の通りです。3. 申告後もこの制度の適用を受けるためには、継続して適用を受けた非上場株式を保有しなければなりません。猶予の適用を受けた贈与税を納付する必要がある場合の要件は、相続税の場合と同じです（第2章15～17頁参照）。

<継続の要件>

引き続きこの制度の適用を受けるためには、「継続届出書」を贈与税の申告期限後5年間は毎年、その後は3年ごとに税務署に提出する必要があります。また、経済産業大臣にも5年間（経営贈与承継期間）は毎年一定の書類を提出する必要があります。

<納税猶予されている贈与税の免除>

(1) 贈与者（先代経営者）の死亡、(2) 受贈者（後継者）の死亡等の場合は、「免除届出

書」の提出により、全部又は一部について納付を免除されます。

<贈与者（先代経営者）が死亡した場合>

この贈与税の特例の適用を受けた非上場株式等は、贈与時の価額により相続税を計算します（みなし相続）。

また、経営贈与承継期間経過後に贈与者が死亡した場合あるいは経営贈与承継期間内に贈与者が死亡した場合では、贈与税の納税猶予から相続税の納税猶予への移行手続きが異なりますので、ご注意ください。

2. 相続時精算課税制度との関係について

相続時精算課税制度の適用を受けている者（あるいは、新たに受けようとする者）が、贈与税の納税猶予制度の適用を受けられる場合は、その株式については相続時精算課税制度の適用は受けられません。

なお、経営者の持株割合と贈与の形態の組み合わせ方によって、贈与税の納税猶予制度の適用と相続時精算課税適用の可否が異なって来ます。例は図10の表の通りです。

(図10)

経営者の持株割合	贈与の形態	適用関係
100%	○後継者に100%贈与	→ 3分の2部分 ⇒ 贈与税の納税猶予適用可 → 3分の1部分 ⇒ 相続時精算課税適用可
3分の2	○後継者に3分の2贈与 ※後継者は贈与時に3分の1保有	→ 3分の1部分 ⇒ 贈与税の納税猶予適用可 → 3分の1部分 ⇒ 相続時精算課税適用可

② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例

(図 1 1)

1 特例の要件や申告手続などの流れ

(平成21年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。)

贈与前
経済産業大臣
の確認

贈与前に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社が計画的な事業承継に係る取組みを行っていることについての「**経済産業大臣の確認**」(※)を受けてください。

※ 「経済産業大臣の確認」は、次の「経済産業大臣の認定」を受けるための要件となっています。

贈与

この特例の適用を受けるためには、贈与により、先代経営者である贈与者から、**全部又は一定以上の非上場株式等を取得**する必要があります(8ページ参照)。

贈与税の申告期限
までの間
経済産業大臣
の認定

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき会社の要件、後継者(受贈者)の要件、先代経営者(贈与者)の要件を満たしていることについての「**経済産業大臣の認定**」を受けてください。

申告書の作成・
提出

贈与税の申告期限までに、この特例の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び一定の書類を税務署へ**提出**するとともに、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う**担保を提供**する必要があります。

◆ この特例を受けるための要件

1 会社の主な要件

「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」における会社の要件と同じです(2ページ参照)。

2 後継者である受贈者の主な要件

贈与の時に、

- (1) 会社の代表者であること
- (2) 先代経営者(贈与者)の親族であること
- (3) 20歳以上であること
- (4) 役員等の就任から3年以上を経過していること
- (5) 後継者及び後継者と同族関係等のある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

3 先代経営者である贈与者の主な要件

- (1) 会社の代表者であったこと
- (2) 贈与の時までに会社の役員を退任すること
- (3) 贈与直前において、贈与者及び贈与者と同族関係等のある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと

4 担保提供

納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

(注) 特例の適用を受ける非上場株式等のすべてを担保として提供した場合には、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

なお、担保の提供方法などについては、税務署にお尋ねください。

贈与税の
申告期限

◆ 贈与税の申告期限

贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、受贈者の住所地の所轄税務署に贈与税の申告をする必要があります。

この特例の適用を受けた場合には、先代の経営者(贈与者)が死亡した際の相続税の申告において相続又は遺族により取得した非上場株式等(この特例の適用を受けた非上場株式等と同じ会社の株式又は出資に限ります)については、「非上場株式等についての特例」の適用を受けることができませんので、ご注意ください。

会社が「**経済産業大臣の確認**」及び「**経済産業大臣の認定**」を受けるための具体的な要件、並びにその手続については、最寄りの**地方経済産業局**にお尋ねください。

なお、「**経済産業大臣の認定**」を受けるためには、贈与を受けた年の翌年の1月15日までにその申請を行う必要があります。

また、**中小企業庁ホームページ**においても関連する情報をご覧いただけますのでご利用ください。

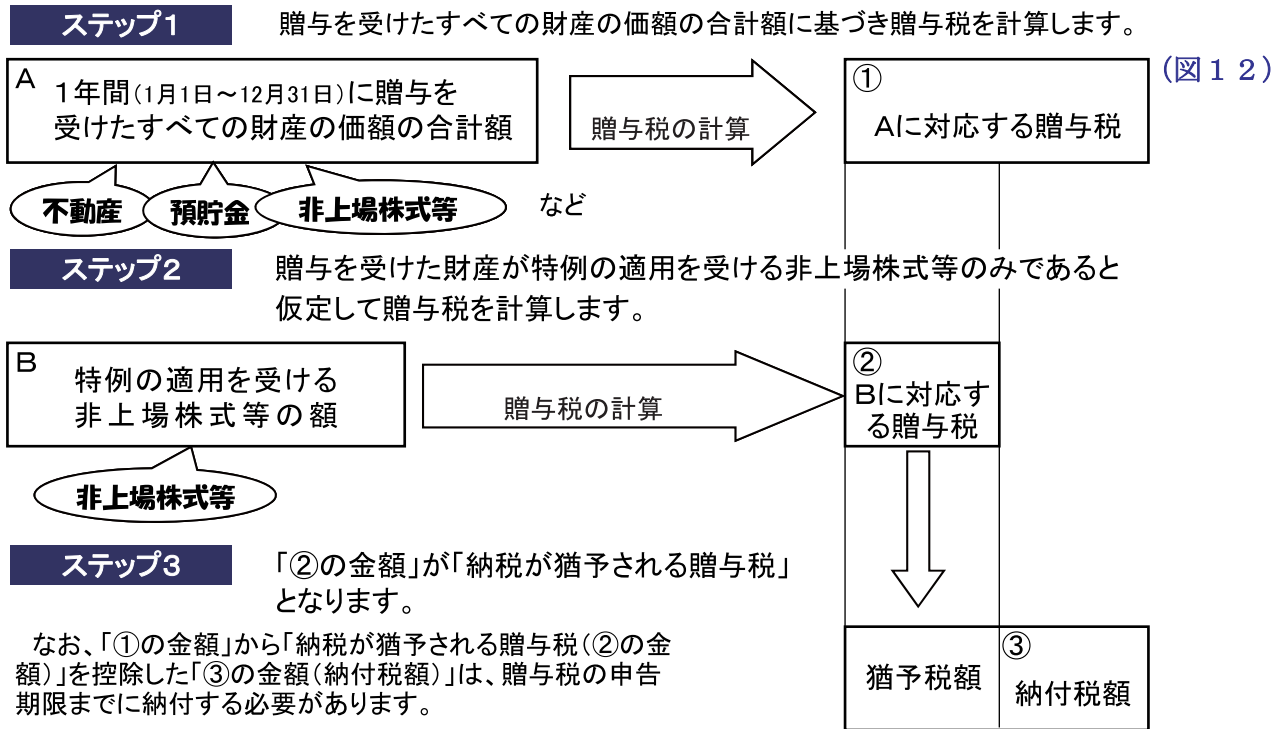
[www.chusho.meti.go.jp]

「**議決権数**」には、株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数等は含まれません。

出典：国税庁HP
「非上場株式等
についての贈与
税の納税猶予の
特例のあらまし」
前半部分

3. 納税猶予税額の計算について

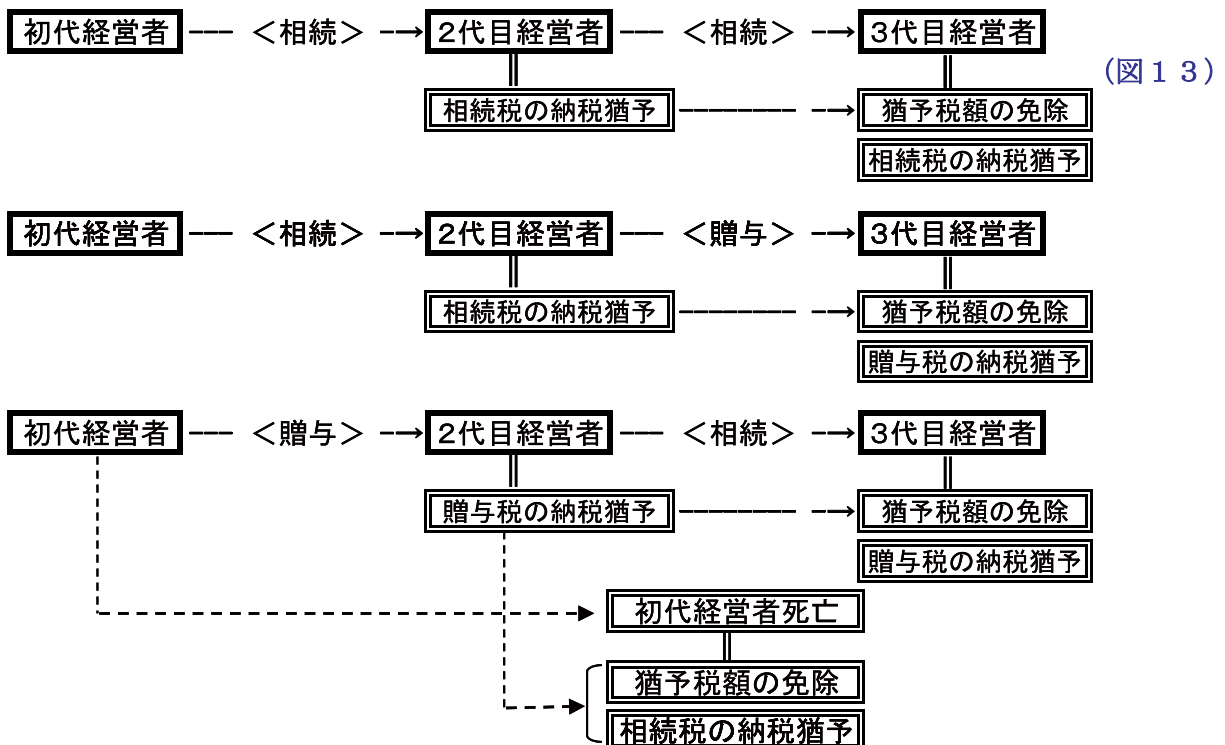
以下の国税庁資料の図がわかりやすいと思います（図12）。



<経過措置> これについては、既に時間の経過とともに、そのほとんどが期限切れとなっていますので、説明は省略します。

<事業承継の形態・組合せ> 「相続税の納税猶予制度」「贈与税の納税猶予制度」のいずれでも、その適用条件を満たせば、事業承継税制の適用が受けられるため、事業の承継の形態に応じて制度の選択・組合せが可能になりました。

「初代経営者⇒2代目経営者⇒3代目経営者」というような流れで事業の承継は行われ、この流れと「相続」「贈与」との組合せにより、以下のパターンが考えられると思います（図13・図14）。



贈与税の申告期限

納税猶予期間中
非上場株式等
の継続保有

申告後も引き続き特例の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、特例の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、納税が猶予されている贈与税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

◆ 納税が猶予されている贈与税を納付する必要がある主な場合

「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」における主な場合と同じです(3ページ参照)。

「継続届出書」
の提出

引き続きこの特例の適用を受ける旨や会社の経営に関する事項等を記載した「継続届出書」を贈与税の申告期限後の5年間は毎年、5年経過後は3年ごとに所轄税務署へ提出する必要があります。

先代経営者
(贈与者)の死亡等
「免除届出書」
の提出

先代経営者(贈与者)の死亡等があった場合には、「免除届出書」を提出することにより、その死亡等のあったときにおいて納税が猶予されている贈与税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

◆ 猶予されている贈与税の納付が免除される主な場合

- (1) 先代経営者(贈与者)が死亡した場合
- (2) 後継者(受贈者)が死亡した場合

(図14)

納税が猶予されている贈与税の全部又は一部と利子税は、3ページの表に掲げる場合となった日から2か月を経過する日(納税猶予期限)までに納付する必要があります。なお、利子税の額は、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間(日数)に応じた額となります。

「継続届出書」の提出がない場合には、**猶予されている贈与税の全額と利子税を納付**する必要があります。

また、経済産業大臣の認定を受けた会社も申告期限後5年間は毎年、経済産業大臣に対し一定の書類を提出する必要があります。

出典：国税庁HP 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例のあらまし」 後半部分

さて、本稿も、第1章から3章に渡って「経営承継円滑化法」「相続税・贈与税の納税猶予制度」を中心に説明してきましたが、第4章からは、事業承継全体について、その考え方とケーススタディを取り上げたいと思っています。

第4章 事業承継

1. 事業承継の方法について

第3章までは、本稿のサブタイトル「経営承継円滑化法」「相続税・贈与税の納税猶予制度」を中心に説明してきました。本章からは、本題の「事業承継について考えたことがありますか？ 中小企業の事業承継について」を考えて行きたいと思っています。

<事業承継の方法>

誰に事業を承継するのか、と
言うことです。

親族・従業員・M&A・(廃業)
が考えられます。

<承継する内容>

財産権・経営権・人材が考え
られます。

<事業承継は複雑>

現実には、上記の事業承継の
“方法” “内容” のそれぞれの組

み合わせが複雑に絡み合っ
てきます。また、承継する側・される側
の人間関係はもとより、経営側・従業員側、その会社と取引先・金融機関との関係も考え、さらに、相続税・贈与税・法人税・所得税等の税法はもとより、民法・会社法・労働法そして経営承継円滑化法(従って、これまで考えてきた経営承継円滑化法や相続税・贈与税の納税猶予制度は、事業承継を考えるにあたってのほんの一部でしかない

と言うことです)も考えていかねばなりません。当然これだけの事柄が絡み合うのですから、何らかのリスクも伴いますので、その評価もしておかなければなりませんし、当然時間もかかります。

以上の事を、本稿ですべて取り上げる事は出来ませんが、限られた範囲の中で考えていきたいと思います。

<現 状 把 握>

では、事業承継を考えるに当たって、まずは何をすべきか。それは、承継しようとしている事業の経営内容・経営環境の現状把握です。それも、全体像を掴み、決して“木”や“林”を見るのではなく、“森”を見なければなりません。いわゆる“デューデリジェンス＝企業の実態を把握・精査”して、現状を明らかにすることです。

また、「うちの会社は大丈夫」「息子がそのうち継いでくれる」「そのうち何とかなる」なんて楽観（主観）的な考えも捨てて下さい。

冷静に・客観的に・中期的な展望に立って（既に短期的に考えないといけないほど切羽詰まっている場合もあるかも知れません）、分析しなければなりません。後継者はいるのか（育っているのか）、後継者（がいたとしても）は従業員・取引先等周りから認知されているのか、自社の株主構成はどうなっているのか（名義株はないか）、自社の定款を理解しているのか（そもそ

も定款を見たことがありますか?）、個人の財産状況・法人の財産状況（貸借対照表）を自己管理出来ているのか、そもそも事業承継に相応しい事業なのか、経営理念(※9)は浸透しているのか等の内部要因（以上のような内部要因は本来であれば経営者として把握しているはずのものです）、さらに様々な外部要因（政治的・経済的・社会的要因、業界要因等）等、枚挙に暇がありません。

承継しようとしている相手との関係が希薄であればあるほど、承継しようとする側は、その事業内容をよく見せようとし、また、承継をする立場にたっても、「フタを開けたら、事業内容はボロボロで倒産の危機」なんてことにもなりかねません。承継する側・される側、双方の立場を考えても、客観的になる必要があると思います。

以上を考えていく中で、顕在化されている、あるいは潜在的な会社のリスクも見えてくると思います。顕在化されているものとしては、金融機関からの借入金と返済能力や役員等との貸付・借入状況とその返済意思の有無、潜在的なものとしては、退職金等の債務やリスクをヘッジする生命保険等の加入状況等が考えられます。

これだけで、かなりの時間がかかります。これでようやく考えられる最低限の材料が揃ったと思って下さい。

(※9) <経営理念>

ここで、少し脱線しますが、経営理念について考えてみたいと思います。

あらゆる組織にはその組織の存在意義や目指すべき理想の状態があり、それを企業においては「経営理念」といいます。「うちには経営理念なんてないよ」「必要性は感じない」といった声が聞こえてきそうですが、その場合は、経営者の日々の言動や背中から従業員が勝手に思い込んで「擬似概念」を設定しかねません。その代表的なものが「利益の追求」「規模拡大」です。これが優先されると顧客無視・不祥事等となり、その事業が崩壊することにもなりかねません。

また、どこかの会社の経営理念をコピーして額縁に飾っておけばいいものではありません。社内で浸透させなければなりません。これも時間がかかります。そして、何より後継者にも浸透させねばなりません。ここでも時間がかかります。

逆に「うちの会社には経営理念はない」と経営者が思っているだけで、実はそれが明確な言葉としてないだけで、本人も含めて後継者も従業員も分かっている場合もあります。

では、経営理念がない、あるいは明文化されていない場合は、どのように経営理念を明文化すればいいのかということですが、次の6つの視点で考えてみて下さい。

① 何のために経営をしているのか ② どんな会社になりたいのか ③ 組織の価値観は ④ 顧客・取引先との関係は ⑤ 従業員との関係は ⑥ 地域社会への貢献。

焦らず納得のいくまで時間を

かけて考えてみて下さい。

そして、社内での浸透を心がけ、また、外部に向けても積極的に発信して下さい。発信することで緊張感と責任が生じますので、意識付けがされます。

このような社内の雰囲気は、

当然後継者にも浸透します。これぞ、事業承継ですね。

さて、客観的に・中期的展望に立って現状把握が出来たとして、いよいよ、冒頭に言ったような事柄を、1つ1つ検討していかなければなりません。

TOPICS ①

平成22年度の税制改正の目玉の1つに、いわゆる“法人税のグループ税制”の改正があります。事業承継を考える中で、「株」(株主の移動・(新規)受け皿会社の設立・株式の売却等々)に関する様々な意思決定を伴う事がありますが、その中で、この“グループ税制”を念頭に置きながら考えなければならない場面が出てきています。

また、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則」の一部も改正されました。これまで説明してきました大筋での改正ではありませんが、具体的に検討を加えていく中では影響もあろうかと思えます。

さらに、事業承継施策の一環として、いわゆる「小規模企業共済」制度の見直しも行われました(これについては、平成22年5月号の会議所ニュース事業所版に詳しく載っています)。

何度も言いますが、専門家によく相談しながら検討して下さい。

2. 後継者について

<誰に事業を承継させるか>

① 親族、② 従業員、③ M&A、(④ 廃業) ですね。

① 親族

親族の場合、心情的に受け入れられやすいといった側面はありますが、心情的に流されやすい面もあり(本来後継者として不的確な者を選んでしまう)、身内同士の争いといったことにも気を配らなければいけません(いわゆる骨肉の争い)。相続にあたり、兄弟関係がもつれ、裁判沙汰になった有名袋物製造販売会社の例もあります。また子供と例えば女婿^{じよせい}では検討すべき

事柄が違います。さらに、第1章でも触れたように、最近では、親族の後継者割合が低下してきています(後継辞退もあり得ます)。

② 従業員

確かに、ずっと片腕としてやってきた番頭格のような者に承継するのであれば、一種の安心感はあると思います。反面、実はイエスマンでしかなかったというような、そもそも経営者の能力に欠けていたなんてことにもなりかねません。加えて、(次号以降で考えていきますが)後継者の資力という大きな問題があります。例えば株式を買取る資金がないとか、現経営者の個

人保証を引き継げなかったり、金融機関等の理解が得られなかったりということが考えられます。

③ M&A

最大のメリットは、広範囲から選択出来ることです。また、現経営者にとって現金収入の可能性もあります。しかし、双方の条件が満たされる可能性は決して高くありません。まったくの他人の手に渡ってしまいますので、愛着のある事業がバラバラにされたり、役員が解雇されたりといった心配もあります。M&Aの場合、仲介会社に支払う手数料は決して安くはありません。

④ 廃業

もちろん、その事業に今後の展望がなく、後継者も見当たらない等の事情で泣く泣く廃業に至るということはあるでしょう。しかし、事業はそこそこだけど、子供は後継しないし、老後の生活不安もない、という形の廃業は無責任です。従業員の生活も考えて真剣に取り組んで頂きたいと思います。

<経営計画・経営理念の必要性>

廃業という結論になってしまふ要因の一つに、“誰も継ぎたくない”というのがあります。「ボロ会社」なんて誰も継ぎたくないでしょう。従って、現経営者の役割として“魅力ある会社”“継ぎたくなる会社”にしておかなければなりません。こういう意味からも、自社の現状把握・デューデリジェンスは必要ですし、さらに一歩進んで、自社の「経営計画(※10)」（短期・中期・長期）を積極的に建てていく必要もあります。その中には、“経営理念”も必要です(第4章25頁参照)。

「儲かっているから継げ」「これだけの物(財産)を残してやるんやから継げ」的な発想ではダメ!です。その事業が何代も継続してきたのであればあるほど“経営理念”はあるはずですし、現経営者が創業者であれば、何かを語り継ぎたいはずです。事業承継は、経営理念の承継でもあるのです。「親の心子知らず」ではダメなのです。現経営者(創業者)の経営理念(想い)

が後継者(の一部)に伝わらず、賞味期限・産地偽装問題を起こし、ついに廃業に至った老舗料理店の例もあります。早い時期から後継者(候補)を決め、教育にも時間をかけなければなりません。

(※10)本稿で経営計画に触れる予定はありませんが、SWOT分析等を用いるのが有効な方法と思います。

<後継者の教育>

現経営者(陣)による、いわゆる帝王学・外部セミナー・OJTには限界があります。一般的に後継者には、次の4つのスキルが必要とされています。

① 現場業務の知識・技術、② 人を扱う能力、③ 事業戦略策定能力・総合的判断力、④ 経営理念を理解し浸透さす企業風土形成能力。

①・②は比較的容易にスキルは身に付くことは可能と思いますが、③は実際に経営者の立場で、企業経営をしてみなければ、そのスキルは身に付きません。④も腕力による権力ではなく、理解による権威が必要なので一朝一夕にはいきません。

つまり、教育も時間が掛かるということです。

なお、M&Aでは、あまり必要のない事と思います。

<何を承継させるのか>

“誰に承継させるのか”で考えたことの繰り返しの部分もあります。

“現状把握”“経営計画作成”の過程で、問題点が出てくると

思います。

① 財産権

⑦ 個人の財産権 相続(税)対策といってもいいでしょう。ただ、“誰に”とリンクして考えなければなりません。

① 事業(会社)の財産権 上記⑦とも“誰に”ともリンクします。

土地・建物といった不動産、金融資産(借金も含まれます)、株式等ですが、これらの問題を、民法・会社法・税法・円滑化承継法等を参考にしながら解決していかなければなりません。本連載の前半で説明してきた“遺留分の民法特例”“円滑化承継法”“相続税・贈与税の納税猶予制度”等は、この「財産権」を考える中で、重要な「知識・道具」といえます。

② 経営権

個人事業の場合は、考える必要のないことですが、会社の場合には重要な問題です。後継者が安心して事業に専念出来るように“現状把握”で問題になった事を解決しておくのも重要です。即決出来ない物は“経営計画”に落とし込んで解決すれば良いと思います。

例えば、中小企業では、まだまだ「慶弔(金)規程」すら備えていない会社が多いですが(今までは社長の腹一つで良かった時代だったので)、これからの時代こういう諸規程の整備も重要なことだと思います。

①との関連では、株式の持ち株数の整備も非常に重要なこと

です。会社法では、今までとは違い、いろいろな種類の株式が発行出来るようになっていきました。これも重要な「知識・道具」ですので、項を改めて後述したいと思います。

③ 人材

財産権の中には入っていませんし、経営権を理屈だけで確保しても従業員にそっぽを向けられたら会社は成り立ちません。後継者（候補）選びの過程でも十分に配慮すべきことです。特に、

現経営者の立場からすれば、後継者の“よき理解者”すなわち片腕（番頭）の育成が必要と思います。“魅力ある会社”“継ぎたくなる会社”は、必ずといっていいほど、経営者の片腕となる人材がいます。

3. 自社株対策について

本項は、いわゆる「自社株対策」について、「キーワード」を中心に、概略をまとめたいと思います。

そもそも、中小企業の事業承継の出発点の1つは、第1章でも触れたように、自社株対策であったと言っても過言ではありません。その中で、普通株式等の評価減の税制改正や相続税精算課税制度の拡充等がなされてきましたが、まだ不十分ということで、今回の経営承継円滑化法が制定され、相続税・贈与税の納税猶予制度が成立したわけです。

本稿開始から1年が過ぎましたが、その間、「使いづらい」「デメリットが多い」との評判も出てきていますし、未だに、税制の取り扱いが明確になっていない部分（たとえば、信託に関する部分）もあります。信託に関しては、「信託を活用した中小企業の事業承継円滑化に関する研究会」中間整理のポイント（下部URL）を参考にして下さい。

以下「自社株対策」を考える上では、第4章（26頁）で触れた「財産権」「経営権」の事を常に念頭においていただきたいと思います。

1) 会社法の視点

① 会社の機関設計

例えば、現在は1人オーナー会社で株主も1人、取締役会も設置していない会社であっても、将来、相続により株式が分散される可能性がある場合、取締役会の設置を検討する必要があります。もちろん経営権の確保のためには、3分の2以上の議決権を、後継者のために確保することが必要です。

② 増・減資

増資も種類が多数あり（金銭出資・現物出資、資本剰余金等の組み入れ、合併、株主割当・公募・第三者割当、有償増資・無償増資）それぞれに長所・短所があり、事業承継全体の構想の中で考える必要があります。減資は相続対策として有効な場合がありますが、みなし配当に注意が必要です。

③ 金庫株

次の黄金株とともに事業承継の話題とともに、よく出てくる言葉です。金庫株とは、自己株式のことです。事前策としては、分散された株式の買取等の株主の整理に有効ですし、事後策としては、相続税の取得時加算や申告分離課税等の優遇税制措置を受けられる場合もあります。また、相続税の物納としても有効な場合があります。

④ 黄金株

その名のとおりオールマイティの力を持つ株式のことです。経営権・財産権の確保が出来ないとき等、あらかじめ黄金株を、ある個人に割り当てておけば、それが1株であっても株式総会の議案を否決できるので、経営権の最低限の確保は出来る。もともとは、企業買収防衛策として利用されるものです。

⑤ MBO・EBO

（マネイジメント・バイ・アウト、エンプロイー・バイ・アウト）

会社の経営陣が株主より自社の株式を譲り受けたり、あるいは会社の事業部門のトップが当該事業部門の事業譲渡を受けたりすることで、文字通りのオー

ナー経営者として独立する行為のことで、従業員が譲り受ける場合をEBOと言います。後継者が親族にいない場合の手段（手法）の1つです。うまくいけば、先代経営者が株式譲渡代金を取得出来、いわゆるハッピーリタイアが出来ますし、会社売却といったマイナスイメージが払拭されます。その裏返しで、購入側である役員・従業員に資金がない場合が多いので、そこがデメリットです。

⑥ M & A

第三者に企業を売却すること（合併：MERGER）と買収（ACQUISITION）のことです。これはもう自社株対策というより、親族・企業内に後継者が居ない場合の選択肢と言ったほうがいいでしょう。

2) 税法の視点

① 役員退職金

タイミングさえ間違えなければ、有効な自社株対策となり得ます。例えば、株主資本1億円（資本金1000万円+利益剰余金9000万円）の会社で退職金を7,000万円支払えば、株価の評

価はかなり下がります。退職金の税法上の妥当性と資金繰りの問題さえ解決できれば有効です。

② 生命保険

上記の資金繰りの問題と株価を下げる効果（節税効果もある）を解決する一つの方法が、生命保険の活用です（生命保険会社各社は、事業承継に関連づけたセミナーの案内広告等を出すなど積極的です）。いわゆる定期保険に会社が加入して、被保険者が役員、受取人も会社にしておけば、そして条件さえ満たせば、全額損金算入となり節税効果があります。さらに、万一の場合はもちろん、その役員の退職時期を解約返戻金のピークに設定しておけば、退職金の原資としての効果もあります。

③ 相続時精算課税（贈与）

従来の贈与は“生前贈与をさせない”ためのものでしたが（税率が高い）、相続時精算課税制度は“生前贈与をさせる”ためのもので、税率も一律20%で、贈与が行いやすくなりました。ただ、将来価値（価額）の予測リスクや民法上のトラブル等のリスクもありますので、十分な

検討が必要です。

贈与も、祖父から孫への贈与は一定の効果がありますし、配当還元価額で贈与可能な者への贈与も効果があります。

以上、主だったキーワードについて概説しましたが、これ以外にも種類株・組織再編・新株予約権（付社債）・株式交換等々があります。第1章以来、本題である「経営承継円滑化法」「相続税・贈与税の納税猶予制度」についてはもちろん、第4章（24～28頁）の中小企業の事業承継の全体像、そして今回のキーワードを元に、さらには、（これは私の領域ではないので一切触れてはいませんが）当然のこととして、その事業の持つさまざまなノウハウや必要な専門知識の数々等を考慮に入れながら、大変な作業になると思いますが「事業承継について考えて」みて頂きたいと思います。「まだまだ先」のことでもありませんし、「早く早く」と焦ることでもありません。迅速にかつ慎重に始めて頂きたいと思います。

TOPICS ②

この度、贈与税・相続税の納税猶予制度における、経済産業大臣の事前「確認」の確認書の交付件数が平成22年5月末現在で983件になることが、中小企業庁の調べでわかった。

また、贈与・相続後に行われる認定申請を受け認定書が交付された件数は、贈与税に係るものが29件、相続税に係るものが175件とわかった。

第5章 ケーススタディ

1. ケース① (相続税、納税資金)

実子は事業を承継せず ケース① 娘婿が後継(予定)者の場合

創業60年の安定した会社。長男Aに事業承継の意思はまったく無く、長女Bも一応会社の取締役にはなっているが、事業を引き継ぐには荷が重い。Bの夫であるXは社内の人望もあり、事業はXに引き継がそうと思っている。しかし、AやBの心変わりを期待する思いもあり、個人財産の承継(会社の株式も含む)は、出来る限りAやBに残したいとも思っている。なおかつ、現経営者は二代目であり、先代の妻(母親)が健在で、会社の株式の半数以上を保有している。

～このようなケースです～

本連載もいよいよ最終段階に入り、第5章からケーススタディに入りたいと思います。あとしばらくお付き合いをお願い致します。

<相続税を考える>

このケースの場合、一次相続(母親→現経営者)と二次相続を考えなければなりません。

一案として、Bの夫と現経営者夫妻との間で(普通)養子縁組をするということも考えられる。養子縁組をすることで、相続時精算課税制度や納税猶予制度(第2章14~24頁参照)を活用出来るというメリットに加え、経営承継円滑化法による民法特例の適用(第1章2頁参照)が受けられるようになるメリットが生じる。

<事業承継上の課題>

最大の課題は、先代の妻(母親)と現経営者の所有する株式を、実子A・Bが事業を承継し

ない状況で、経営の承継と個人財産の承継を考えながら、どのような形で次の世代に承継させるかということです。

そのまま放置して一次相続・二次相続が始まった場合、事業承継者ではない実子A・Bを中心とした相続になる可能性が高い。その場合、会社に関係の無いAに株式が渡り、場合によっては過半数あるいは特別決議要件に見合う議決権を事業承継者であるXと実子Bとで確保出来ないといった可能性も出てくる。

本来であれば、後継者Xに早急に株式を移転すべきであるが、自社株式の価額(評価)が高いという問題と、現経営者の思い(Xをもう少しゆっくりと判断したいことや、そもそもXとBとが離婚(※11)をしたらどうなるのかといった経営者というよりも父親の要素の思い)が相まって、困難な問題である。

(※11) 昨今、このリスクも考えられる。

その対策として自社株式をXには移転しないという事も考えられる。また、離婚を取得事由とする取得条項付株式といった種類株式の発行も考えられないではない。ただし、このような種類株式の登記が法務局で受理されるのか、そもそもこのような種類株式は公序良俗に反しないのかといった大いなる疑問は残る。いずれにせよ、現経営者が後継者としてXを選んだ時点で、このようなリスクは折込み済みのはずである。また、Xの立場からみても、100%の信頼を得られずにはモチベーションは上がらない。

自社株式の承継は、相続時精算課税制度や納税猶予制度を利用するといったことになると思う。ただ、すぐに一括贈与をするのか、遺言を活用するのかの判断は慎重にしなければならない。

相続財産の内容にもよるが、Aに対する自社株式の移転は最小限に留める必要がある。

相続財産に占める自社株式の割合が多い場合、種類株式の活用も視野に入れなければならない(※12)。

(※12) この場合、具体的には、配当優先無議決権種類株式か拒否権付種類株式が考えられる。配当優先無議決権種類株式は現経営者の親心としてのAに対する配慮として考えられる。拒否権付種類株式はXに対する抑制機能が考えられるが、「拒否権」はあっても「議決権」は無いので株主総会が機能不全に陥る可能性もありうる。

会社の規模や取締役の構成によっては、従業員(あるいは役員)持株会の検討も出来る。

株式評価額が低くなるメリッ

トがある。書物によると「信託(制度)」の検討を書いている、あるいは推奨しているものもあるが、以前言ったように、税務の取り扱いが未だ不明確なので、ここでは触れない。

<納 税 資 金>

ケーススタディなのでモデルを簡単にするため、一次相続では、資金繰りは大丈夫とする(実際にも一次相続では何とかなるケースが多いと思う)。

二次相続の場合、納税猶予制度の特例を活用する場面が多いと思われる。また、AやBに承継する自社株式は納税猶予制度の特例の対象にはならないので、前もっての納税資金を確保する必要がある。後継者Xに対しては、経営承継後、出来るだけ早く贈与税の納税猶予制度を

活用した贈与を考える必要がある。

とはいえ、相続財産に占める自社株式の割合が多いと、納税資金の確保が困難な場合が多い。本ケーススタディでは「創業60年の安定した会社」となっているので、金融機関からの借入や、自社からの借入(資金の還元)で資金が確保しやすいと思われる。

そこで対策としては、まず現経営者への退職慰労金の支払である。税務上の取扱いに十分留意する必要があるが、このケーススタディの場合はかなりの金額でも大丈夫だと思われる。もちろん、会社の資金繰りの検討も重要である。また、現経営者が代表取締役はもちろん取締役も退任する場合は、問題は無いが、取締役に(たとえ非常勤で

も)残り、まして役員会等に出席している場合には、税務上の問題が生じる。「税金対策として社長辞めたけど、まだまだ会社は渡されへん」みたいなノリは、心情としては理解出来ても、合理的な判断とはいえない。

退職金支給によって、株価はいくらか下がり、相続財産は増える。現経営者・会社・後継者のトライアングルの中で、資金繰りと税金対策を十分考えた上で、なおかつ後継者の役員報酬の増額、生命保険の活用(あるいは見直し)、さらには、事後対策ではあるが自己株式の会社への譲渡(金庫株の活用)もあわせ、慎重でかつ合理的な判断が求められる。

この辺りは、第4章(28頁)でも触れたところですが、再度確認をしておきました。

2. ケース② (株式の移転、遺留分と生命保険)

ケース② 後継者の家族関係が複雑な場合

現経営者には、後妻との間に長男(後継者)と、先妻との間に長女・次女がいる。現経営者の個人財産の構成は自社株式が90%を占めている。年齢は長男が一番若く、姉2人からは弟扱いされ続けている。姉2人は権利意識が高い。
～このようなケースです～

<現 経 営 者 の 思 い>

現経営者は早くから後継者は長男と決めていた。自社株式は可能な限り長男に譲りたいと思っている。長女・次女は事業と

は関係が無く、自社株式も譲りたくないと思っている。「個人より会社」と考えて会社の業績を伸ばしてきたので、個人財産のほとんどは自社株式であり、相

続が心配である。蓋(けだ)し、長男は後継者としての資質は十分だが、姉2人を相手に主導権を持って相続問題を解決出来るかが気がかりであり、また、姉2人の権利意識の高さから、遺留分の問題も視野に入れなければならない、対策を十分に採っておきたい。

<株 式 の 移 転>

比較的早期に後継者問題に取り組み、株価が低い時期には後継者への贈与も行ってきたが、現在は株価も高く、贈与も躊躇している状況である。

<遺産分割への備え>

個人財産のほとんどが自社株式で、遺留分の問題を避けられない状況から、種類株（このケースの場合は無議決権株式）の発行を検討しなければならない。

もし、未分割の状態となると、その持分の準共有者（このケースの場合、長男・長女・次女）の過半数で準共有者の権利行使が出来る状態となり、結果として長男の意思は反映されないケースもありうる。

また、遺産が未分割の場合、各相続人は、法定相続分に応じて相続税を納付しなければならない。未分割ゆえに相続財産の処分も出来ず、結果として、長女・次女は相続税が納付出来ない状況もありうるし、その場合、連帯納付義務により、長男に納付義務が生じるという結果にもなりかねない。

このような最悪の事態を避け

るためにも、<無議決権株式の無償割当>は有効な対策である。

長女・次女にあらかじめ財産を準備するためにも、自社株式の評価を下げるためにも会社法第185条（株式無償割当）による無議決権株式を、割り当て比率1対1で発行するというスキーム（下表参照）が、その有効な対策の1つです。そして、遺言書により、普通株式8,000株は長男に、無議決権株式8,000株は、長女・次女にそれぞれ2分の1ずつを相続させる。自社株式の評価が急速に高騰しない限りは、遺留分の問題も現時点では生じないものと思われる。

※相続後の問題ではあるが、普通株式と無議決権株式の評価額は、同じでよいのかという問題が残る。「種類株式の評価について(国税庁(情報))平成19年3月9日」では「原則として無議決権の有無を考慮せずに評価する」となっているが、絶対的な基準ではない。

さらに、遺言と併せて検討すべきは、相続時精算課税制度と贈与税の納税猶予制度あるいは生前贈与である。第3章（21頁）でもふれた贈与税の納税猶予制度では、対象となる非上場株式等の数は、後継者が保有する株式を加えて発行済株式の3分の2までとされている。したがって、この制度を利用し、残りは相続時精算課税制度を利用するとしても、おそらく贈与税は多額となるので、生前贈与も検討対象となるであろう。

<遺留分と生命保険金>

終身保険金（生命保険）を、遺留分算定の基礎となる基礎財産額に含めるべきか。「特別受益又はこれに準じるもの」に含まれるか否かの問題である。特別受益として取扱えば生命保険金は遺留分算定の基礎財産である。

この問題は、法律家の領域な

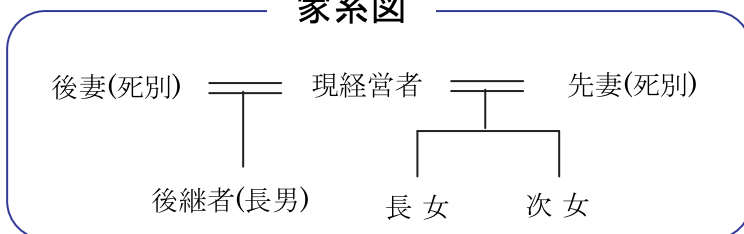
<無議決権株式の無償割当のスキーム>

A社は非公開会社で、取締役会・監査役設置会社

A社：役員構成

代表取締役	現経営者(創業者)
取締役	後継者(長男)
取締役	親族外
取締役	親族外

家系図



A社：株主構成

A社：株主構成		無議決権株式(無償割当)
現経営者	8,000株(普通株)	8,000株
後継者	2,000株(普通株)	2,000株
10,000株(普通株)		10,000株

現経営者の個人財産

自宅	2億円	借入金 債務保証 なし
預貯金	2億円	
A社株式	30億円	
終身保険金	5億円	
資産合計	39億円	

ので、深くは立入らないが、「生命保険金等は特別受益には当たらず、ただ、受取人たる相続人と他の相続人との間に生じる不公平が、民法第903条の趣旨に照らし、到底是認できないほどに著しいものと評価すべき「特段の事情」がある場合には、民法第903条の類推適用により、生命保険金等は特別受益に準じて持戻しの対象になる」（最高裁決定平成16年10月29

日）」という判例がある。ただし、この判決は遺留分算定の基礎財産を算出する場面での判決ではないが、参考になるであろう。

この判決を参考に、考え方を以下のように論ずるものもあるので、参考にされたい。

「従前より積立てられてきた保険料に基づき、相当期間運用されてきたものであれば、それは保険料と保険金との間の等価関係は認められず、『特段の事

情』も認められず、よって特別受益にも特別受益に準じるものにも該当しない。これに対し、今後生命保険金を追加するような場合、保険料の支払い形態、保険料と保険金との比較等いかんによっては『特段の事情』と認められる可能性はある」。

要は、生命保険金に関しては、遺留分を考える際には十分な検討が必要ということです。

3. ケース③（債務超過会社の遺産分割）

ケース③ 債務超過会社の事業承継の場合

当然のことながら債務超過の会社でも、事業承継問題は起こります。老舗の後継者が新規事業に失敗して債務超過に陥り、それを解消するために現経営者は個人資産（土地）を会社に現物出資した。ここから、いろいろな問題が発生してくる。～このようなケースです～

<現経営者の思い>

地元の老舗なので、いろいろな役職もしており面子もあり、倒産はさせられないとの思いが強い。その思いから安易に現物出資（※13）をしてしまったが、後継者の他の兄弟（後継者は次男で他に長男・長女（会社には無関係）から思わぬクレームが付いた。会社は継続してもらいたいし、兄弟と後継者の仲も円満にしておきたい。このままでは、相続時にどんなトラブルが発生するか、不安である。

<兄弟のクレーム>

「弟（後継者）が事業に失敗さえしなければ現物出資（※13）した財産も相続財産のはずであった。それが、失敗の補填に使われ相続財産が減った。いうならば、父親（現経営者）の財産が弟に移転したのと同じであり、納得出来かねる。さらに、父親は会社の借入金の債務保証もしているのです、もし会社が倒産すればどうなるのか、という不安もある」という趣旨のものである。

（※13）現物出資

会社に土地を現物出資した場合、これは「資産の譲渡」となり所得税が係る。ただ、譲渡収入金額は土地の時価ではなく取得した株式の時価、すなわち「0」である。そして法人に価額「0」で土地を譲渡したことになるので、「低額譲渡」の規定が適用される（所得税法第59条）。したがって、この納税資金も個人財産から減っている（もしくは借金の増加）ことになる。（※13-2）これ以外の選択肢としては、例えば保証債務の履行（「保証債務を履行した場合の求償権行使不能の特例」制度の利用等が考えられる

<遺産分割>

株価は、このケースの場合ゼロである。ゼロであっても民法・相続税法上の「財産」には変わりなく遺産分割の対象となる。したがって、生前贈与もしくは遺言書の作成により自社株式の後継者への移転は、相続後のトラブル防止・後継者の議決権の確保という意味においても、確実にしておかねばならな

い。さらに、現状では（債務超過のままの状態）心配は不要だが、経営が好転して債務超過も解消すると、またぞろ遺留分の問題が発生してくる。これを回避するには、事業承継円滑化法による民法特例（除外合意・固定合意）の活用を検討するのも一案である（第1章2頁参照）。

<現物出資の特別受益性？>

兄姉のクレームにもあったように、現物出資によって本来相続財産であった土地が会社のもの（兄姉にすれば実質的には弟のもの）になってしまった。これは、民法第903条の特別受益に該当するのではないのか。特別受益は、あくまでも被相続人から相続人に対する遺贈・生前贈与等のみであるから、このケースの場合、特別受益には該当しない。たしかに、現物出資が後継者（弟）の事業失敗を補填するというイメージはぬぐえないが、だからといって、特別受益とはならない。また、そもそも現経営者の所有する土地で

あるから、これをどのように処分するかは本来現経営者の自由である。兄姉の主張は、単なる事実上の期待が損なわれたと言っているに過ぎない。とはいえ、兄姉の「弟の不始末（事業の失敗）を父親が尻拭いをした」という思いは大きいと思う。

このケースの場合、兄姉の不満を解消する法的な手立てが無いことになる。「事業承継」という立場からは確かに上記のような対策を検討し実行しておけば、事業の承継は可能であろう。しかし、現経営者の思いである、兄姉と弟の仲を円満にしておきたいという思いは解消出来ない。「生前早くから、弟を後継者にした経緯や現物出資した経緯等を根気よく気長に十分に説明をして、納得してもらおう」という言葉が十分に説得力を持つものと思われる。

3回に渡ってケース①②③を紹介してきたが、事業承継の法的な対応策は、ベストとは言えないまでもベターな選択肢は存

在する。後は、それぞれの長所・短所を考慮して、リスクをどこで取るか、といった合理的な判断力だけである。ただ、事業承継に絡む相続に関しては、このケース③のようにベターな答えさえ困難な場合が出てきてしまう。かといって、いつまでもタラレバを繰り返して時間だけが過ぎていくような事態は避けなければならない。そうすると、上記の「生前早くから、弟を後継者にした経緯や現物出資した経緯等を根気よく気長に十分に説明をして、納得してもらおう」という言葉が十分に説得力を持つものと思われる。

「短期10年、中期30年、長期100年」と言われている。短期は事業承継に費やす期間、中期は自身の社長としての任期、長期は3代先までのヴィジョン策定を意味する。下記のトピックスのような現実もある。事業承継を考えるに「まだまだ」は無い！

TOPICS

③

すでに、中小企業白書は2006年に、社長の高齢化が会社業績に悪影響を与える」と指摘していたが、最近、日経優良企業ランキング（CASMA）から「優良企業度からみた社長の適齢期は40代から50代前半である」という結果が発表されている。それによると上場企業全体の6割を占める60代社長の企業業績は平均を下回っていた。

では、なぜ社長の高齢化が懸念されるのか。例えば、新しい技術を会社に導入するためのICT（情報通信技術）投資行動は、社長の年齢と関係しているとされる。ある調査会社の調べによると、社長の年齢が40代の中堅・中小企業の43.2パーセントが「ICT投資積極型」であるのに対し、社長が70歳代の企業では、14.3パーセントにとどまっているという。経営環境が安定している時代には、「構造的慣性」(*)も当てはまるが、事業環境が大きく変化している時代においてはどうか。その「構造的慣性」を排除する最良策は、リーダーの交代である。それが、白書や調査からも読み取れるのかも知れない。

(*)「構造的慣性」とは、組織における安定性を維持する方向にバランスを取ろうとする動きを意味する経営学上の言葉です。

第6章 まとめ

1. 最後に

第1章の繰り返しになります。が、「事業承継を考えるには、まずは、何を「承継」するのか、次に、誰に「承継」するのかを、早期に、計画的に、取り組む必要があります。その解決策の一つとして、経営承継円滑化法が平成21年10月に施行され(※14)、さらに、納税猶予制度(平成20年10月1日以後の相続開始から適用、平成21年4月1日以後の贈与から適用)が成立、遺留分に関する民法の特例が平成21年3月1日から施行されたわけです。ただし、それだけを考える必要もなく、それだけですべてが解決するものでもなく、事業承継を考える際の選択肢が増えたと思って下さい」と言うような趣旨の話から入ったと思います。

(※14) 本稿では取上げませんが、(株)日本政策金融公庫の経営承継融資制度や保証協会の経営承継保証枠の拡大・創設も同時に実施されています。

それから、19か月が過ぎ、当初から言われていた事です、「前提条件が厳しすぎる」「ややこしい」「その実効性が疑問である」「昨今、(非上場株式の納税猶予の適用を受けるための)従業員8割確保条件は厳しすぎる」等々の声や、『相続する自社株を80%評価減』等の新聞見出しで報道されたことから、相続税対策はもはや不要と早と

ちりした方もいる」等の指摘もあります。もちろん、「今はそれどころではない」状況の事業経営者の方も居ると思います。さりとて、状況が進んでいないのかということ、そうでもなく(例えば、第4章29頁のTOPICS参照)、私の周囲でも、後継者が不在で(長男・次男とも別の職業)、従業員(役員)に、代表取締役の座を譲り、株式も全株を譲渡したケースや、M&Aを数社からアプローチされている企業も存在するという身近に起こっているという現実もあります。

では、実際にはどうすればいいのか?ということですが、まずは、第4章(24~29頁)を読み返して頂きたいのですが、「今更読み返すのは面倒だ」と言う方も多と思います。そこで、中小企業庁のHP(ホームページ)に「事業承継ガイドライン」(平成18年10月版)があり、この中の「Q18 レッツ・チャレンジ! 事業承継計画を作成してみましょう!」「Q19 レッツ・チャレンジ! 事業承継対策で検討すべき項目をチェックしましょう!」が図表も利用しながらヴィジュアル的にも良くまとめられていると思いますので、まずは、自ら進んで計画書作成に取り組んで頂きたいと思います。その中で経営承継円滑化法の諸制度の検討、納税猶予制度の検討等が必要になってくると思いますが、「手続きは煩雑やし、『認定』『確認』等似たよった言葉が多いし、さらに

は、経営承継円滑化法ではこうなっているが、税法ではこうやし、民法では…」つまりは「何のこっちゃ」状態になってくると思います。そのように進んでいくと、つまり、事業承継計画作成の過程では必ず専門家への相談が必要になってきますが、その場合には上記「事業承継ガイドライン」の「Q20 事業承継をサポートしてくれる専門家は、どのような人達ですか?」が参考になると思いますので、是非利用して頂きたいと思います。また、泉大津商工会議所のHPからリンクが出来る大阪商工会議所には、「事業承継サポートセンター」が設置されていて、『相談デスク』もありますので、参考になると思います。いささかの自己PRをさせて頂くのであれば、<事業承継に精通した税理士に相談されるのが最適である>と確信しております。

本稿では、最近の事業承継を取り巻く法制度を中心に上げて来ましたが、事業承継の根底には「中小企業を永続的に存続・発展させていく」という各経営者の<想い>があると思います。そのためには、本稿のタイトル「事業承継について考えたことがありますか?」以前の課題として、各事業の明確な経営理念を持ち、経営計画書(※15)(長期・中期・短期)を作成して、それを普段より日々実行していく(例えば、PDCAサイクル(※16)を利用)組織・体制が確立されていなければなりません。また、各事業を取り巻く

環境（特に金融機関）も、それを求めている時代が来ています。

(※15) 最近のベストセラー「もし、高校野球のマネージャーがドラッカーの『マネジメント』を読んだら」も、分かりやすく面白いですのでお勧めします。

(※16) P=PLAN、D=DO、C=CHECK、A=ACTION。

最後になりましたが、読者の皆様、この連載を薦めていただいた専務理事の和田様、連載期間中担当者として叱咤激励して下さいました事務局の佐古様に、感謝申し上げます。ありがとうございました。

ございました。（完了）

榎本善夫税理士事務所

税理士 榎本 善夫（本所 監事）

<禁：無断掲載(ネット上も含む)>

【参考文献等】

国税庁HP、中小企業庁HP（特に「事業承継ガイドライン20問20答2006 10」「事業承継ハンドブック（平成22年度税制改正対応版）」は、小冊子としても出版されている、日本商工会議所HP、裁判所HP。

「新事業承継税制対応 中堅・中小企業の自社株対策」コンフィアンサ税理士法人（ぎょうせい）、「非上場株式の納税猶予の適用ポイント」上西・近藤・永橋・森本（ぎょうせい）、「専門家のための事業承継対策ガイドブック」ビジネス会計人クラブ事業承継委員会（ぎょうせい）、「遺産分割と相続発生後の対策・四訂版」中川昌泰監修（大蔵財務協会）、「非上場株式の納税猶予制度活用による事業承継」今仲清（ぎょうせい）、「新しい事業承継税制の実務Q&A」山本和義（TKC出版）、「事業承継の法律実務と税務Q&A」南繁樹編（青林書院）、「中小企業の経営承継戦略」今仲・増山（TKC出版）、「中小企業の事業承継・三訂版」牧口・斉藤（清文社）、「株式会社法」江頭憲治郎（有斐閣）、「経営者のための生命保険徹底活用法」染宮・御簾納・勝呂（ぎょうせい）、「平成21年度事業承継施策説明会 専門家向け」中小企業基盤整備機構、「非上場株式の相続・贈与と新事業承継税制の実務」小池正明（関東エッサムファミリー会）、「新しい中小企業の事業承継税制」杉田宗久・上西左大信（納税協会）、「経営承継の実務上の留意点」永橋利志（近税正風会青年部研修のレジュメ）、「非上場株式の納税猶予制度～適用判断と事前・事後の対応」日税連監修『税理 臨時増刊号 2009 9』。

『幹部社員に社長の座を譲りたい』増山英和（THE STRATEGIC MANAGER 2010 5<TKC>）、『非上場株式等に係る納税猶予制度今確認すべきことは何か』松岡章夫（週刊税務通信 21 8 31<税務研究会>）、『取引相場のない株式等の相続税の納税猶予の計算方法の検証』松岡章夫・山岡美樹（税理 2009 2<ぎょうせい=以下同じ>）、『相続税・贈与税の納税猶予～非上場株式等の相続税の納税猶予』平川忠雄（税理 2009 3）、『相続税・贈与税の納税猶予～非上場株式等の贈与税の納税猶予』小池正明（税理 2009 3）、『非上場株式等についての贈与税の納税猶予』松岡章夫・山岡美樹（税理 2009 7）、『納税猶予の適用条件と事前準備の必要性』中島孝一（税理 2009 6）、『遺留分減殺請求が想定される場合の対応策と事前準備』寺西雅行（税理 2009 6）、『事例に学ぶ経営承継の落とし穴』合田正恒（税理 2009 6）、『中期経営計画づくりで後継者育成』長谷川勇（税理 2009 8）、『事業再生の考え方②』川野雅之（税理 2009 8）、『承継における所有と経営の分離』中野雅明（税理 2009 10）、『経営承継は経営革新の好機』長谷川勇（税理 2009 12）、『定期金評価の改正と生命保険を活用した相続対策』勝呂和之（税理 2010 2）、『事業承継へ向けた後継者確保と育成』岡田弘（税理 2010 5）。

小冊子として発刊いただくにあたり、最小限の字句・表現の訂正を行いました。但し、条文等は当時のままであることをお断りいたします（筆者）。

筆者プロフィール

(平成23年3月現在)

昭和42年	和歌山県立星林高等学校卒業（19期生）
昭和46年	明治大学 法学部 卒業
昭和48年	明治大学大学院 法学研究科 修士課程 修了
昭和50年	明治大学大学院 経営学研究科 修士課程 修了
昭和52年	税理士 登録
昭和52年	榎本善夫税理士事務所 開所
平成 9年	近畿税理士会泉大津支部支部長 就任（平成13年まで）
平成13年	近畿税理士会綱紀委員会副委員長（平成15年まで）
平成15年	近畿税理士会監事（平成17年まで）
平成22年	「会計参与 就任」 等を歴任
現在	泉大津商工会議所 監事
	泉大津納税協会 理事
	泉大津交通安全協会 理事

榎本善夫税理士事務所

所在地：大阪府泉大津市東豊中町 1-11-16

ユタカマンション 202 号室

TEL: 0725-45-8747 FAX: 0725-45-1494

URL : <http://www.ye-kaikei.com>